

從五位下

美努淨麻呂 大學博士

刀利康嗣 大學博士

山田三方 文章博士
大學頭

伊與部馬養 皇太子博士

背奈行文 大學助
明經第二博士

下毛蟲麻呂 文章博士
大學助

息長臣足

吉智 首出雲介

黃文 備主稅頭

越智廣江 刑部少輔

春日藏老 常陸介

高向諸足 總領長官

伊岐古麻呂 上總守

山上億良 伯耆守

美努淨麻呂	大學博士	一	歌(萬)
刀利康嗣	大學博士	一	歌(萬)
山田三方	文章博士 大學頭	三	傳(釋)
伊與部馬養	皇太子博士	一	與撰律令
背奈行文	大學助 明經第二博士	二	歌(萬)
下毛蟲麻呂	文章博士 大學助	一	策(經)
息長臣足		一	
吉智	首出雲介	一	
黃文	備主稅頭	一	
越智廣江	刑部少輔	一	
春日藏老	常陸介	一	
高向諸足	總領長官	一	
伊岐古麻呂	上總守	一	
山上億良	伯耆守	一	序歌(萬)
			萬類業歌

藤原刷雄 上總守

外從五位下

箭集蟲麻呂 明法博士
大學頭

鹽屋古麻呂 明法博士
大學頭

田中清足 讚岐守

麻田陽春 石見守

正六位上

荆助 仁 左大史

調古麻呂 皇太子學士

刀利宣令 伊豫掾

百濟和麻呂 但馬守

從六位上

田邊百枝 大學博士

從七位下

紀末 茂判事

第一章 詩と詩集

一(東)

歌(萬)

策(經)
策(經)
策(經)

與撰律令
與撰律令
與撰律令

未詳

大伴池主 越前掾

一(萬)

序(萬)

朝原道永 皇太子學士

二(經)

隱士

民黑人

二

精流

智 藏入唐留學

二

辨 正入唐留學

二

道 慈入唐留學

二

道 融

五

思 託唐歸化僧

一(東)

法 進唐歸化僧

一(東)

右の表を一覽せば、如何なる階級の人が詩を賦せしかを知らるべく、即ち皇親としては皇子諸王九人あり、贈正一位より從三位までには十五人あり。而して大學博士、文章博士、大學頭助及び東宮學士等、直接に漢文學に關係ある人には十四人あり。縉流の六人あるは、割合上少からざる方なり。要

するに、近江奈良朝に於ける詩は、朝紳名僧の上流にのみ行はれたるを證するものなり。

當時歌を善くせる人にして、詩を作れるものもあり。詩に長せる人にして、歌を詠せしものもあり。試に萬葉集に就き、詩を検せしに、二十四人の多きに及びぬ。此等の人に在りては、歌想詩思が冥々の中に關係助長せしものありしことは否認すべからざるなり。

但文章の巨擘とも稱すべき、太安麻呂と唐に遊學して經史を究め、衆藝を該ねたる吉備眞備とが、一詩一聯をも留めざりしは、慊焉の情なき能はざるなり。

三 詩歌集の濫觴

詩文を輯めて集と名けしことは、東漢に興り、大概後人の追題に係り、其の自ら題したるは、齊の張融の北海集に始れることは、四庫全書總目の説なり。我が邦の詩歌の編次せしものに集と稱せしこととの彼に本づきたるは、言を俟たざるなり。

萬葉集を閱するに、柿本朝臣人麻呂歌集あり、笠朝臣金村歌集あり、高橋連蟲麻呂歌集あり、田邊福麻呂歌集あり。此等は一家の別集の如く見ゆるも、其の實必ずしも然らざることは、萬葉學者の既に説ける所にして、鹿持雅澄は明に其の事を辯じて「かの人麻呂集といへるもの、みづからの歌のみならず、ひろく諸人のをも聞にしたがひ、見るにつけて、集め載せられたるなり、されば人麻呂集

に出たりとて彼朝臣の歌にあらざるが多きこと、其證かたがたに見えたり、笠金村・高橋蟲麻呂・田邊福麻呂などの集、みな此に准へて知べし(萬葉集)と云へば、人麻呂歌集と稱するも、自家の作のみならずして、他人の歌をも輯めたるものなり。此等の歌集は、自選なるか、將た後人の編みし所なるか、詳ならざるも、姑く自選として之を見んに、柿本人麻呂は持統・文武の朝に仕へ、元明帝の和銅の初に死せり。大日本史及び賀茂真淵の萬葉考別記に據るされば、其の集は、和銅の頃に在るものなれば、詩歌集の先驅とも謂ふべし。笠金村・高橋蟲麻呂の事蹟知るべからず。田邊福麻呂は、天平廿年に橘左大臣の使として、大伴家持の任地なる越中に赴きたることあれば、萬葉集の撰者と其の時を同じくし、其の歌集は、比較的に晩出のものとなさざるべからざるなり。

和歌の純然たる總集としては、古歌集あり、山上憶良の編輯せし類聚歌林あり。二書共に逸して傳はらざるも、歌林は、其の書名及び萬葉集に授ける所に據りて、稍、其の編次の體を考ふべきものあり。

歌林は、泛く古今の歌を聚め、類を分ちて編次したるものなり。時には、歌傳をも註せり。萬葉集の「幸讚岐國安益郡之時、軍王見山作歌」の歌の左註に、

右檢日本書紀、無幸於讚岐國、亦軍王未詳也、但山上憶良大夫類聚歌林曰、紀曰、天皇舒明十一年己亥、冬十二月己巳朔壬午、幸于伊豫溫湯宮云云、一書云、○舊注に云く、伊是時宮前在二樹木、

此之二樹、斑鳩此米二鳥大集、時勅多掛稻穗而養之、乃作歌云云、若疑從此便幸之歟。

とあり。記曰以下作歌云々までは、憶良の歌林の原文なるべし。又額田王歌の左註に

右檢山上憶良大夫類聚歌林曰、飛鳥岡本御宇天皇明元年己丑、九年丁酉十二月己巳朔壬午、天皇皇后幸于伊豫湯宮、○萬葉集美夫君志に曰く、九年十二月は辛亥の朔にて、己巳にはあらず、十一年十二月は己巳の朔なり、か

くて紀には、此元年と九年の行幸の事記さざれども、歌林は風土記などの傳へによりて記したるものなり、後岡本宮御宇天皇のべしと、私に案ずるに、九年丁酉の下に、記事の文も誤脱せるにあらざるか、姑く書して疑を存す。後岡本宮御宇天皇明七年辛酉春正月丁酉朔壬寅、御船西征、始就于海路、庚戌御船泊于伊豫熱田津石湯行宮、天皇御覽昔日猶存之物、當時忽起感愛之情、所以因製歌詠、爲之哀傷也、即此歌者天皇御製焉、但額田王歌者別有四首。

とあり。今歌林の文を案するに、飛鳥岡本宮云々は風土記の類に據り、壬寅御船西征以下は、日本書紀の文に取り、天皇御覽以下、爲之哀傷也までは憶良の補叙に係れるものなり。即此歌以下の文は、歌林を引きたる人の詞なり。

此の如く、歌の由來本事に就き註明する所ありしは、詩經の大小序にも比すべく、歌集としては、誠に用意の深切なるものなり。萬葉集の撰者が、左註を施したるは全く此に倣ひたるものなるべし。

憶良天平五年頃に歿せり。天平五年頃までには詩集のあることを聞かず。されば、歌集が詩集に先ちて世に出でたることは、疑ふべからざる事實なり。

詩集の書に見ゆるの古きものは、藤原宇合の集なり。尊卑分脈の宇合の傳に曰く、

器宇弘雅、風範凝深、博覽墳典、才兼文武矣、雖經營軍國之務、特留心文藻、天平之際、猶爲翰墨之宗、有集二卷。

と。宇合は天平九年に薨すれば、憶良の死に後ること四年なり。嘗て、遣唐副使となりて、唐に入り、詩賦は朝紳の冠冕たり。故に懷風藻にも宇合の詩多く、普通に二、三首なるも、宇合のみは六首を取れり。詩集ありしとの説誠に信すべく、我が邦に於ける詩の別集の嚆矢となすべし。

宇合集に亞ぎて出でたるものは、石上乙麻呂の銜悲藻なり。懷風藻の撰者は、乙麻呂の小傳を叙して。

石上中納言者左大臣目麻第三子也、地望清華、人才穎秀、雍容閑雅、甚善風儀、雖島志典墳、亦頗愛篇翰、嘗有朝議、飄寓南荒、臨淵吟澤、寫心文藻、遂有銜悲藻兩卷、今傳於世、天平中、詔簡入唐使、元來此舉難得其人、時選朝堂、無出公右、遂拜大使、衆僉悅服、爲時所推、皆此類也、然遂不往、其後授從三位中納言。略

と云へり。續日本紀に據れば、天平十一年三月に、乙麻呂は久米連若賣を奸するに坐せられて、土佐國に配流せられ、十三年九月赦されて京に入る。萬葉集にも乙麻呂が土佐國に配せらるる時の歌三首并短歌を載せたり。

銜悲藻は、此の配流中に成れる詩集なり。兩卷ありしと云へば、其の詩數も少からざりしならん。

銜悲の出典とも見るべきもの二首あり。一は、梁の沈約の詩、一は、隋の詩なり。兩首を掲げて參考に資せん。

送別友人

君東我亦西 銜悲涕如霰 浮雲一南北 何由展言宴 方作異鄉人

贈子同心扇 遙裔發海鴻 連翻出窻燕 春秋更去來 參差不相見(紀詩)

贈薛播州十四首 楊 素

銜悲向南浦 寒色黯沈沈 風起洞庭險 煙生雲夢深 獨飛時暮侶

寡和乍孤音 木落悲時暮 時暮感離心 離心多苦調 詎假雍門琴(紀詩)

此の兩首中孰れより取りしかは、共に乙麻呂の境遇に適切なるものあり。乙麻呂が、名の徒爾にあらすして、六朝時代の詩に憧憬せし心情を窺ふべし。其の銜悲集と曰はずして、銜悲藻と稱したるも、頗る雅馴にして趣あるを覺ゆ。詩賦を藻と言へることは、六朝の詩文に其の例極めて多きも、未だ書名となしたるものあるを聞かず。或は乙麻呂の創意に出でたるものならん。懷風藻の撰者が藻と名けしは、全く此に襲きたるものなり。惜いかな、銜悲藻傳はらず、唯其の集中の一、二の作、懷風藻に在せり。試に、其の一を擧げん。

五言飄寓南荒贈在京故友

遼貨遊千里 俳徊惜寸志 風前蘭送馥 月後桂舒陰 斜雁凌雲響
輕蟬抱樹吟 相思知別働 徒弄白雲琴

謫居落寅、風物蕭條、遷客悽愴の情に堪へざるものあり。又其の贈舊識の詩の「霜花遡入鬢、寒氣益
頰眉」の一聯の如きは、尤も誦すべし。

之を要するに、我が邦の詩歌が集を以て名けられしは、六朝のそれに倣ひたるものにして、歌集先
づ起り、詩集尋で出で、更に懷風藻を見るに至りしものなり。

第二章 懷 風 藻

一 撰者と其の文辭

「本朝之文集、懷風藻蓋其權輿乎、誠是片言隻辭、足比拱壁鎡金也」(福山)とは、林道春が懷風藻の
後に書せる文なり。「古昔詩可徵于今者、莫先乎懷風藻」とは、江村北海が日本詩史に述ぶる所なり。
懷風藻は、我が邦に於ける集類の權輿となすべからざるも、現存せる古代の詩集としては、此を以て
第一となすべきことは、恰も萬葉集が歌集の先に居るが如し。萬葉集なかりせば、古歌の英華に接す
る由なからん。懷風藻なかりせば、争で古詩の精髓を徵せん。上代文化の一大輝光を放てるものは、

實に此の兩集の並び存するを以てなり。若し萬葉集を以て、鴻寶殊珍に比せば、懷風藻の片言隻辭は、
曾に拱壁鎡金のみにあらざるべし。吾人は、此の嘉惠を垂れたる撰者に向つて感謝の忱を捧げざるべ
からざるなり。

然るに、本集の撰者の名詳ならず、天平勝寶三年の自序文あれども、其の名を署せず、本朝書籍目
録に、其の書を掲げしも、撰者の名を録せず、長寺の山風に「懷風藻、本朝書籍目錄に淡海三船撰とみゆ、但し普通本
には撰者の名脱たり、今、寫本に依る」と云へり、此の信友の説の信ず
べからざることは亡友
平田經術の考證あり林道春の日本書籍考にも「懷風藻一卷アリ、日本ニテ詩ヲ集タル書物ノ初ナリ、大
友ノ皇子・大津皇子・天武天皇・淡海公、其外歴々ノ詩ヲ載セタリ」と書して、撰者の名を闕けり。
然るに、林春齋に至り、始めて淡海三船の撰ならんとの説を唱へたり。其の説は左の如し。

或問林子曰懷風藻誰人所撰、答曰、未知之、然序末曰天平勝寶三年、則疑其淡海三船所撰乎、
曰、勝寶之際、文人不少、何獨三船而已哉、曰、汝不知三船系譜乎、其父曰池邊王、池邊父曰葛
野王、王即大友太子之子也、此書首載大友詩、題曰淡海朝皇子、作其傳曰、皇太子者、淡海帝長
子也、其傳末曰、壬申之亂、天命不遂於是大友始洗叛逆之冤、且舍人親王同時、不知大友作詩、
於此書始著于世、況又大友及葛野王傳所言、共是國史所不記也、非其子孫、則誰能知之、三船以
文學與石上宅嗣齊名、鳴于當時、想夫避時嫌、雖不公言之、深憫大友爲天智嫡子、不幸爲天武被
敗、而被准叛臣、且其文才亦泯滅、而竊作此書、以遺于子孫、故記其年月、以匿姓名、使後人考

而知之者乎、問者驚曰、子所言其有據乎、曰、懷風藻是其所據也、且三船卒於延曆初年、壽六十餘、由是考之則天平勝寶之時、三十有餘歲也、是亦一證也、往年曾與函三弟、談及此事、從容以告先考、笑而頷之、蓋其許之乎、嗚呼天武雖乘一時之勝、然稱德女主無皇胤、光仁帝以天智皇孫、遂承大統、長興帝室之基、然則序者所謂天命不遂者、豈其私言哉、汝不聞乎、宋太祖以天下讓其弟太宗、太宗不讓大祖之子、而授其子、然經數世、孝宗以太祖皇胤、入繼大統、則天運之明、倭漢同一揆也、故知懷風藻作者、爲大友起筆、而其餘詩章並載者、是亦避時嫌之一端也、然此是我家之私言也、後世若有博雅君子、則今日之私言、其爲他日之公言乎、問者唯而退。

此の説一たび出でてより、後世の學者は、何等の考ふる所なく、同然と之に和し、松崎蘭谷は、懷風藻の序に、岡白駒は皇朝儒臣傳に、藤井貞幹は國朝書籍目錄に、伴蒿溪は閑田餘筆に、尾崎雅嘉は群書一覽に、伴信友は長等の山風に於て、各、淡海三船の撰となし、遂に虚傳をして實説たらしめんとしたり。

然れども具眼者の中には其の説を否定せるものあり。水戸の彰考館の編纂に係る本朝文集には、懷風藻の序を收めて、淡海三船の撰となししも、同館の學者は、異議を唱へ、附箋を加へて曰く、

懷風藻ヲ三船ト申事、向陽林氏之本朝一人一首より申事に御座候、一人一首を考申候ニ、三船ト落シ付ラレズ候、無名氏ノ門ニ撰イレ、後ニ林氏之辨ヲ書可然奉存候。

とあるは、公正の見なり。文化の頃市河寛齋が日本詩紀を纂せし時に、首として懷風藻を取りしが、其の引用書目の條に「懷風藻天平勝寶三年無名氏」とありて、春齋の説に従はず、近年我が亡友平出鏗痴は「懷風藻は淡海三船の撰といふべきや」(明治三十一年八月帝國文學及び經籍集)の論文を草して、春齋の説の根據なきことを辯駁せり。其の論證する所は、頗る精核を極め、吾人をして首肯せしむるものあり。其の大意を擧ぐれば、左の如し。

懷風藻は、先哲の遺風を忘れざらんが爲めに編次したるものにして、大友皇子の爲めに筆を起ししものにあらずることは、序文に據りて明なり。且國史に載せざることは、其の子孫にあらずれば知るべからずとの理由を以て、三船の撰の論據となさんとせるも、國史の載せざる事にして遺老の傳あり、口碑の次づるあれば、必ずしも子孫にあらずれば知るべからずとの理なし。況んや、日本書紀より三十年も後れて成れる懷風藻に於ておや。殊に撰者は、薄官の餘間を以て心を文面に遊すといふ。然るに、天平勝寶三年には、三船は恰も三十歳にして、是歳三月までは諸王として無位無官の人なれば、争で薄官と言ふを得んや。

以上の論、特に無位無官の憑據は、春齋の推測を破るに足る。撰者は既に淡海三船にあらずとすれば、第二の問題に移り、果して何人なるかを討究せざるべからず。余は、別に考ふる所の人あるも、猶究中に屬するを以て、姑く差控へ、他日を俟ちて發表することあらんとす。

今や、撰者の名を公言するを得ざるも、其の文學に至りては、稱述せざるべからざるなり。自序文に據れば、撰者は當時の碩學にして文學を善くし、公卿士大夫と文酒の間に徹達したりし遺老なるが如し。自序は、撰者の境遇と才學とを示すのみならず、編纂の主旨の在る處を表白せるものなれば、左に全文を掲げん。

遯聽前修、遐觀載籍、豐山降蹕之世、檀原建邦之時、天造草創、人文未作、至於神后征坎、品帝乘乾、百濟入朝、啓龍編於馬厩、高麗上表、圖鳥冊於鳥文、王仁始導蒙於輕島、辰爾終敷教於譯田、遂使俗漸洙泗之風、人趨齊魯之學、逮乎聖德太子、設爵分官、肇制禮義、然而尊崇釋教、未遑篇章、及至淡海先帝之受命也、恢開帝業、弘闡皇猷、道格乾坤、功光宇宙、既而以爲、調風化俗、莫尙於文、潤德光身、孰先於學、爰則建庠序、徵茂才、定五禮、興百度、憲章法則、規摹弘遠、復古以來、未之有也、於是三階平煥、四海殷昌、流鏑無爲、巖廊多暇、旋招文學之士、時開置醴之遊、當此之際、宸翰垂文、賢臣獻頌、雕章麗筆、非唯百篇、但時經亂離、悉從煨燼、言念湮滅、輒悼傷懷、自茲以降、詞人間出、龍潛王子、翔雲鶴於風筆、鳳翥天皇、泛月舟於霧渚、神納言之悲白髮、藤太政之詠玄造、騰茂實於前朝、飛英聲於後代、余以薄官餘閑、遊心文囿、閱古人之遺跡、想風月之舊遊、雖音塵渺焉、而餘翰斯在、撫芳題而遙憶、不覺淚之泫然、攀緝藻而遐尋、惜風聲之空墜、遂乃收魯壁之餘蠹、綜秦灰之逸文、遠自淡海、云暨平都、凡一百二十篇、勒

成一卷、作者六十四人、具題姓名、并顯爵里、冠于篇首、余撰此文意者、爲將不忘先哲遺風、故以懷風名之云爾、于天平勝寶三年歲辛卯冬十一月也。

此篇、上半は文學の來路を叙し、後半は自家の感慨を述べ、俯仰低回の致を極む。文は排儷なれども辭は朴實なるを以て、王朝時代の矯麗浮華なるものとは、大いに其の撰を異にせり。又書中の小傳の文も、簡淨にして、駢儷の風少し。試に一例を擧げん。河島皇子の傳に

皇子者淡海帝之第二子也、志懷溫裕、局量弘雅、始與大津皇子、爲莫逆之契、及津謀逆、嶋則告變、朝廷嘉其忠正、朋友薄其才情、議者未詳厚薄、然余以爲、忘私好而奉公者、忠臣之雅事、背君親而厚交者、悖德之流耳、但未盡爭友之益、而陷其塗炭者、余亦疑之、位終于淨大參、時年卅五。

と。大津皇子の小傳に

皇子者淨御原帝之長子也、狀貌魁梧、器宇峻遠、幼年好學、博覽而能屬文、及壯愛武、多力而能擊劍、性頗放蕩、不拘法度、降節禮士、由是人多附託、時有新羅僧行心、解天文卜筮、詔皇子曰、太子骨法、不是人臣之相、以此久在下位、恐不全身、因進逆謀、迷此詿誤、遂圖不軌、嗚呼惜哉、蘊彼良才、不以忠孝保身、近此紆豎、卒以戮辱自終、古人慎交遊之意、固以深哉、時年廿四。

議論を叙事の間に挿み、河島皇子に對しては、私を忘れ公に奉せしを掲げて、爭友の益を盡さざりし

を抑へ、大津皇子に對しては、奸豎の爲に誤られたるを惜み、交遊の懐むべきを誠む。其の識見の高文辭の優、一大史才を有するものにあざれば及ぶべからず。撰者既に此の眼あり、此の筆あり、是れ總集の其の手に扱まる所以にして、選擇取捨の鑑裁も、遂に人に出でたるものあらん。懷風藻が萬葉集と相並びて、上代國民の精美を發揮せるものは、獨り作者の技倆のみにあざざるなり。

二 編次と顯晦

懷風藻の撰は、先哲の遺風を忘れざらんとするが爲めなりとは、撰者の明言する所なり。されば、思賢遺藻とも稱すべく、懷舊詩集とも謂ふべし。其の主旨此の如し、編次の體に於ても、亦一種の特色なかるべからず。請ふ、左に開陳せん。

第一は、詩の採擇の事なり、自序に「遠自淡海、云暨平都、凡一百二十篇、勅成一卷、作者六十四人」とあり。近江朝の詩としては、弘文天皇の御製あるのみ。是れ所謂秦灰の逸文を綜べたるものにして、撰者が「時經亂離、悉從煨燼、言念湮滅、輒悼傷懷」の感慨ある所以なり。淨見藤原朝三十餘年の間には、河島・大津の兩皇子以下十五人の詩あり。藤原不比等等は、藤原奈良の兩朝に跨れるも、姑く平都の首に置き、奠都以後勝寶三年に至る四十餘年間の作家は、不比等以下四十八人あり。逆きに少くして、近きに多きは、獨り採集の難易に因るのみにあらず、交遊の有無にも關係せしもの

ならん。

撰者は如何にして此の巨多の詩を採集せしか、今は知るべからざるも「收魯壁之餘盡、綜秦灰之逸文」と云へば、苦心の跡をも觀るべし。本集には、長屋王の詩を始めとし、同王の讒集に與れる詩多く、十七人の數に上れり。撰者も亦王の門に遊びし一人にして、是等の詩は、長屋王の遺宅より獲たるものにあざるか、所謂魯壁之餘盡を收むとは、其の事を指せるものにして、漫然たる虛飾の文にあざるべし。長屋王は、天平元年即ち懷風藻編次の年より二十二年前に、讒訴に因り、罪に問はれて自盡し、交遊するもの七人流に處せられ、自餘の九十人は原免に従ひたる事續日本紀に見ゆ。自序に「閱古人之遺跡、想風月之舊遊、雖音塵渺焉、而餘翰斯在、撫芳題而遙憶、不覺淚之泫然、攀緲藻而遐尋、惜風聲之空墜」とあるは、長屋王の事の如きも、感懷の一に居れることは、疑ふべからざるなり。

第二は、作者の順序は、年代に従ひて排列したる事なり。詩の部類に因りて編纂し、官位の階級に因りて排列することは、編次の常套にして平安朝に成れる凌雲集の如きは、後者にして、文筆秀麗集は、前者に屬す。固より、勅撰詩集と一家の私著とは、異ならざるを得ず。本集は、人爵の高下を問はず、僧俗の區別を論せず、一に時代の前後を以て之を排纂したり。撰者は、其の事を表白して「略以時代相次、不以尊卑等級」と云へり。此の如くにして始めて、時代の推移を偲び、今昔の感を深か

らしむべし。撰者が年代順に取りしは、偶然にあらざるなり。

第三は、作者の小傳を附したる事なり。自序に「具題姓名、竝顯爵里、冠于篇首」と見え、篇首に作者の官位年齢を録し、年齢の明ならざるものは闕き、別に小傳を附せり。「頌其詩、讀其書、不知其人可乎」とは、孟子の喝破する所なり。撰者も亦感を此に同じくしたるものならん。金樓子の著者たる梁の元帝が、嘗て懷舊志を作り、卷首に序して曰く「日月不居、零露相半、素車白馬、往矣不追、春華秋實、懷哉何已、獨軫魂交、情深宿草、故備書爵里、陳懷舊焉」(藝文)と、撰者の爵里を顯はすも、亦懷舊を陳する意に出でたるものならん。

撰者當初の意は、盡く作者の小傳を冠せんとしたるものなるべし。然るに、小傳あるものは卷首の大友皇太子・河島皇子・大津皇子・釋智藏・葛野王の五人にして、第六の中臣大島の名の下に「自茲以降、諸人未得傳記」と註し、而して後に出でたる釋弁正・道慈・道融の三僧及び石上乙麻呂のみは小傳を附せり。集中の細流四人あり。道融を除く外は、皆唐に遊學したるものにして、弁正の如きは、唐に入りて寂せり。是等も皆撰者の交を結びたる人なるべし。

更に本集の顯晦に就いて、之を考ふるに、本と一家の私著なりしを以て、世に出でず、博洽紀淑望の如きも、此の書を觀ざりしを以て、詩の始を大津皇子に託する誤謬に陥れり。延久の頃、大學頭たる惟宗孝言が嘗て此の書を寫して、其の後に、

長久二年冬十一月二十八日灯下書之、古人三餘今已得二者、文章生惟宗孝言。

と書せり。孝言詩歌文章を善くし、壽を得ること長く「雖悅王道之一平、猶怨暮齡之七十」(續本朝文粹) (春日於詔書開同賦花御如佳談詩序)の語ありて、嘉保二年の作に係る文もあり、長久二年(一七〇)は、嘉保二年(一七五)に先つこと五十五年前なれば、其の謄寫は年少勉學の時代に在るを知るべし。今日に傳はれる懷風藻の寫本・板本には、皆此の奥書あるに據れば、孝言の手書本が流傳の基を啓きしものと謂はざるべからざるなり。

孝言と時を同じくせる今昔物語の著者源隆國も、大友皇太子を以て詩の始となせるに據れば、本集を閲したること疑ふべからず。隆國の權大納言たりしは、治曆三年(一七三)にして、承曆元年(一七三)に薨せり。長久二年(一七〇)と治曆三年と、相距ること二十七年なり。孝言と隆國とが、本集を觀る先後は知るべからざるも、此等の事實に據りて、當時の學者間に本集の行はれたるを推測するは難からざるなり。

南北朝の初に、蓮華王院の藏本を借りて寫せる人あり。其の奥書に、

此書蓮華王院寶藏之本也、久理塵埃、人不知之、康永元年〇〇二〇之比、撰出之、上古之風味、尤有興、仍今書寫之。〇秘閣古寫本無此跋文

と云へり。此の文は、何人の手に成れるを知らず、自ら寶藏中より發見し、且つ評するに「上古之風味尤有興」の語を以てすれば、詩學に通じたる人なるべく、或は五山の學僧なるを知るべから

ざるなり。室町時代に於ては、足利義教の命を奉じて注進したりし本朝書籍目録に、其の書名を留めしのみ。

本集の世に顯はれたるは、全く林家の推稱に由れり。道春嘗て本集を藤原惺窩に示せしことを叙して、

吾嘗示懷風藻竝經國集之脱簡于惺窩先生、先生一見恰似東觀見未見書、欣欣然、愉愉焉、因稱本朝之上代、不讓中華之人、不可耻也、可尙焉。(羅山文集)

と書せり。惺窩の激賞と道春の得意とは想ふべし。高治三年(二三三〇年)春齋が一人一首を選ぶに當り、上代の詩を録するを得たるものは本書の餘慶なり。獨り是れのみならず、本朝通鑑・大日本史の史料として、修史家の尊重する所となれり。其の始めて梓に上されしは、天和四年(二三四四年)にあり。寶永二年(二三六五年)に再び出版せられて、世に布き、寶曆六年(二四一六年)に守山侯源頼寬の歷朝詩纂を編する、明和七年(二四三〇年)に江村北海が日本詩史を著せる、文化の頃、市河寛齋が日本詩紀を撰する、皆本集に負ふ所多く、寛政五年(二四四五年)に第三次の上梓あり。塙檢校が群書類従を纂むる時、文筆部の第一に置きたり。之を上梓の第四次とす。徳川時代には、此の如くにして廣く内外に行はれたり。余の目觀せし本集を擧ぐれば、左の如し。

寫本

秘閣古寫本 林家本 陽春廬本 紀州徳川家本

板本

天和四年本 寶永二年本 寛政二年本 群書類従本

以上の各種の本を對照校勘するに、各、文字の異同出入あり、其の最も異なるは、類従本の二首の詩多きことなり、一は、釋の道融の左の詩とす。

山中

山中今何在 倦禽日暮還 草廬風顯裏 桂月水石間 殘果宜遇老

衲衣且免寒 茲地無伴侶 携杖上峰巒

山中と云へる題の上に、五言の二字なきは異例なり。一は、最後に亡名氏と書して掲げられたる左の詩とす。

五言 歎老

養翁雙鬢霜 伶俜須自怜 春日不須消 ○此下恐脱一句 笑拈梅花坐

戲婢似少年 山水元無主 死生亦有天 心爲錦綉美 自要布裘纏

域隍雖阻絕 寒月照無邊

清迥超絕、殊に「山水元無主、死生亦有天」の如きは、千古の名句たり。平出氏の説に無名氏は、六

十四人の外なれば、或は撰者が其の名を匿して其の志を示せるものにあらずやと云へるは、其れ或は然らん。然れども、古寫本にも板本にも、無き所にして、類從本のみ之れあり。類從本は、奈佐勝阜・屋代弘賢藏本を以て校合せし由を記すれば、此の兩本中にありしならん。弘賢本は、現に徳島の文庫に藏せりと聞く。余は未だ之を見るを得ざるを憾む、其の出處を審にせざる以上は、懷風藻撰者の作たるを斷すべからざるなり。

三 詩 形

懷風藻に收めたる詩は、専ら當時に行はれたる詩體にして、其の時代の詩風を示せるものなり。吾人の注意を要すべきものは、特に左の五項とす。

- 第一 五言の詩の多きこと
 - 第二 八句の詩の多きこと
 - 第三 對句を以て成れること
 - 第四 平仄の諧はざること
 - 第五 慣用の押韻あること
- 第一、第二の事は、左記の表に徴して知らるべし。

五言・七言詩數	
五言	一〇九首
七言	七首
計	一一六首
詩 句 數	五 首
一首の句數	一八首
四句	七二首
八句	六首
十句	一〇首
十二句	一首
十六句	二首
十八句	一首
計	七首

觀るべし、五言の詩は全部を占め、七言の詩は厘々七首に過ぎず。而して、句數に至りては、八句は最も多く、十分の七に居り、四は十分の二たり。十句以上に至りては、極めて少し。夫の凌雲集・文

華秀麗集・經國集の詩は、弘仁の前後即ち嵯峨帝を中軸とせる時代の詩風を示せるものなるが、之を懷風藻に比すれば、七言詩形の非常に多くなりしものあるを観る。

勅撰三集詩數

集名	五言	七言	雜言	計
凌雲集	三九首	四六首	六首	九一首
文華秀麗集	五二首	七九首	一二首	一四三首
經國集	九二首	七五首	四三首	二〇〇首
計	一八三首	二〇〇首	六一首	四四四首

右の表中雜言は、全く七言を本位として作られたるものなれば、七言詩形の如何に多きかを證すべし。是れ、奈良朝の詩風の平安朝に異なる點なり。

又、三集には、句數の多き詩は少からず、一首十句以上のもの頗る多く、二十句以上を以て成れるもの二十八首あり。小野岑守の歸休獨臥寄高雄寺空海上人の五古は四十四句、空海の入山興の雜言は五十句あり。此の如き長篇は、奈良朝に於て見るを得ず。是れ亦、平安朝に異なる點なり。

第三は、對句を以て成れることなるが、懷風藻中對句なきものは、厘に二首あるのみ。其の餘は盡く對句を有せざるなし。全詩對を成せるものあり。或は、前半、後半若くは中腹に於て、對を取れる

ものあり。是れ作者が、近體の律に倣はんとしたるものなるべし。

抑、近體に必要なる條件は、平仄を諧ふるに在り。然るに、第四に列舉したる如く、平仄の諧ひたるもの極めて少し。純然たる五律の格調を具へたるものとしては、石上乙麻呂の鷗寓南荒贈在京故友の一首あるのみ。其の詩は、既に前章に出せり。五絶としては、左の詩なり。

五言奉西海道節度使之作

藤原宇合

往歲東山役 今年西海行 行人一生裏 幾度倦邊兵

又前四句諧調のものとしては、

黃文備

玉殿風光暮 金墀春色深 雕雲遇歌響 流水散鳴琴

藤原萬里

城市元無好 林園賞有餘 彈琴仲散地 下筆伯英書

又後四句諧調のものとしては、

安倍廣庭

蟬息涼風暮 雁飛明月秋 傾斯浮菊酒 願慰轉蓬憂

の類なり。聯句の諧調は少からず。

琴樽叶幽賞 文華叙離思 調古靡昌

清風入阮嘯 流水韻嵇琴 麴合字會

葉黃初送夏 桂白早迎秋 吉田宣

全首諧調のものに至りては、四、五首に過ぎざるなり。故に奈良朝時代に在りては、平仄を諧ふることの未だ起らざりしを知るべし。

第五は慣用の押韻あることなり。押韻は、仄韻を踏みたるもの五首なるが、其餘は盡く平韻にして、眞韻の詩最も多く、三十二首あり。之に次ぎては尤韻にして十三首、陽清庚通用せるは十三首、東韻の詩は十首なり。蓋し、眞尤の韻の詩の多きは、詩題との關係にも因れるも、作者の用ひ慣れたるにも由らざるはあらず。而して、眞尤の韻中、如何なる文字が最も多く使用せらるるかを觀るに、眞韻に在りては、

新 春 仁 塵 濱 人 麟 民 陳 津
の類、尤韻に在りては、

秋 流 浮 遊 洲 愁 留
の類なり。

以上擧げ來りし五項に就き、其の由來する所を考ふるに、少くも二個の理由ある如し。

第一は、六朝の詩風を受けし事なり。時代の上より、之を言へば、近江奈良朝の人は初唐に當れるも、未だ多く初唐詩人の詩に接觸せざりしを以て、尙六朝の詩を標準となせり。五言詩形の多きは、即其の事實を證するものなり。蓋し、五言詩形は、漢に萌し、魏晉南北朝の頃に行はる。故に文選の如きも、詩と樂府とを合せて四百九十四首なるが、其の中五言の形は、四百四十首にして、四言は三十八首、七言に至りては、更に少く、僅に九首あるのみ。是れ、懷風藻時代の作者も亦専ら五言の詩を作りし所以ならん。其句に務めて對偶を取れる如きも、亦魏晉以來の趨向に従ひたるは、多言を要せず。其の平仄の諧調せざりしは、初唐の近體詩形を究めざりしに因れるならん。故に、江村北海も「懷風・凌雲二集所收五言四韻、世以爲律詩非也、其詩對偶雖備、聲律未諧、是古詩漸變爲近體、齊梁陳隋、漸多其作、我承其氣運者」と云へり。但懷風藻中、全句又は數句の聲調の相諧ふるものあるは、猶古樂府の子夜歌、梁の柳惲の和梁武帝景陽樓の詩は五絶調たる如く、沈約の八詠詩が既に五律調に近く、北齊の蕭子愨の上之回、陳の張正見の關山詩、庾信舟中得月の諸作は、全く五律調たる如し。然れども、是等は、皆特例に屬するものにして、一般の上より之を觀れば、六朝古詩の域を脱せざるものなり。

第二は、詩學の未だ到らざるものなり。作詩上に於て、七言と五言との難易は容易に判すべからず、七言は文字多く、五言は簡短なるを以て、却て五言の作を難しとするものあり。されども、初歩

の人において、五言の詩の字の少きだけ、力を勞すること少きことは争ふべからざる事實なり。懷風藻の作者が、専ら五言の詩を作りしものは、六朝の影響に本づけるも、一は詩學の初歩たるに原由せざるはあらず。且又八句の詩多くして、十句以上の詩の極めて少きも、充分に其の筆を暢達するの力なきに因れるものならん。平安朝時代の作者中には、長篇巨作あるを觀るも奈良朝時代には、詩學の未だ到らざるを證すべし。其の押韻も、多くは眞尤等の二、三の韻に止まれる如きも、詩題との關係もあらんも、幾多の韻を驅使する技倆の少きに因らざるはあらざるなり。

然れども、余は奈良朝の詩を以て平安朝に下れりとなすものにあらず。寧ろ淳樸なる奈良朝の詩は遙に技巧を弄せる平安朝の詩の上に出づるものと信せり。

四 詩 想

既に詩の形式を論せり。更に進みて詩の内容に及ばざるべからず。當時の作が如何なる對境に於て、最も多く詠まれたるか、詩の對象は作者の思想氣分の寓する所なれば、詩の内容を知らんと欲するものは、對境に徴せざるべからず。大約懷風藻の詩を分類すれば、左表の如し。

侍宴從駕	三四首	讌集	二二二首
遊覽	一七首	述懷	九首

問適	八首	七夕	六首
贈與	六首	詠物	五首
憑弔	三首	憶人	二首
算賀	二首	釋奠	一首
臨終	一首	計	一一六首

觀るべし、侍宴從駕の詩尤も多く、略四分の一を占め、讌集遊覽の詩之に次げり。思ふに右文の主が、春花秋月に駕を命じ宴を賜ひて、唱和の歡を盡し、名公鉅卿が同人相會して詩酒の遊を爲すは、六朝以來の風尙にして、隋唐にも其の盛を觀る。支那文化の移植に力を致せる近江奈良朝に、此の種の風流韻事の多きは、怪むに足らず。本集の詩は、當時の社會の反映にして、太平の氣分の氤氳とし紙上に漾へるものあり。此に、侍宴應詔の作の代表とすべきもの二首を擧げん。

五言元日應詔

藤原不比等

正朝觀萬國 元日臨兆民

有政敷玄造

撫機御紫宸

年花已非故

淑氣亦惟新

鮮新秀五彩

麗景耀三春

濟濟周行士

穆穆我朝人

盛德遊天澤

飲和惟聖塵

五言侍宴一首

山前王

至徳治乾坤 清化朗嘉辰

四海既無爲 九域正清淳

元首壽千歲

股肱頌三春

優優沐恩者 誰不仰芳塵

前詩は詞采雅贍、後詩は典裁宏麗、共に整冠挂笏の中、自ら雍容樂易の氣象あり。沈・宋應制の疊を摩するものなり。

儒教本位の近江奈良朝に在りて、作者が境に觸れ事に臨み、儒教思想の流露するは必然の結果なり。夫の侍宴應詔詩中に、聖徳を堯舜殷湯周文に比する如きは、其の思想に産するものにして、紀麻呂が「天徳十堯舜」と頌し、石川石足の「今日足忘徳、勿言唐帝民」と詠せしは、翻案と云はんよりは、寧ろ地歩を占めたるものと謂ふべし。藤原麻呂が釋奠の詩は當時に於ける孔子欽仰の盛意を代表したるものなり。其の過神納言壇神納言とは三輪高市麻呂なり、持統の朝に中納言となり、帝を諫めしも聽かれざりしを以て、官を辭して去れり、大日本靈異記に「故中納言從三位大神高市萬侶朝者、大皇后天皇時忠臣也」と見ゆ、の詩二首は、所詩人の忠厚の旨に副ひ、其の前詩の末句に「普天皆帝國、歸去遂焉如」と賦し、義分の逃るべからざるを述べ、後詩は神納言の心事を付度して

君道誰言易 臣義本自難

奉規終不用 飯去遂辭官

放曠通嵇竹

沈吟珮楚蘭

天關若一啓 將得水魚歡

と詠せり。神納言の誠心は、當に此の如くなるべし。君道の二句は、論語の「爲君難、爲臣不易」の語に取り、天關一啓の句は繼繼惻怛の至情に出で、屈平と其の揆を一にするもの、此等の思想は、全

く儒教主義と國民固有性との融化協調したるものと做さざるべからざるなり。

孔子嘗て曰く「知者樂水、仁者樂山、智者動、仁者靜、知者樂、仁者壽」(語)と。是れ仁知の性格が、山水の自然美と一致契合する所あるを説かれたるものなるが、之を詩に見はしたるは六朝時代として、獨り晉の王濟の「仁以山悅、水爲智歡」(詩紀平吳後三月三日華林園詩)の句あるのみ。然るに、本集には非常に多し。

來尋仁智情。僧智藏

式宴依仁智。紀麻呂

望山智趣廣、臨水仁狎教。巨勢多益須

仁智高山川。同上

留連仁智間。犬上王

諸性臨流水、素心開靜仁。藤原史

帝堯叶仁智、仙躡玩山川。伊與部馬養

祇爲仁智賞、何論朝市遊。大神安麻呂

惟山且惟水、能智亦能仁。中臣人足

仁山狎鳳閣、智水啓龍樓。同上

山幽仁趣遠、川淨智懷深。 六伴王

鳳蓋停南岳、追尋智與仁。 紀男人

山是帝者仁。 大津首

縱歌臨水智、長嘯樂山仁。 藤原麻呂

開仁對山路、獵智賞河津。 葛井廣成

本集六十四人の作者中十三人までも此の詠あるは、一種の流行ならんも、亦儒雅を喜べる思想の發動に外ならざるなり。

魏晉時代には、老莊より出でたる神仙、特に清談の思潮は、士大夫の間に氾濫し、我が奈良朝にも波及する所あり。夫の越智直廣が「莊老我所好」と詠せる如きは全詩は第五編萬葉集と漢文學の章中文辭と思想との條に見ゆ其の尤も顯著なるものなり。道公首名の「昔聞濠梁論、今辨遊魚情」と作れるも、莊子より得來れる思想なり。其の神仙の説に入りたるものとしては、葛野王の

遊龍門山

命駕遊山水 長忘冠冕情 安得王喬道 控鶴入蓬瀛

の詩あり。江村北海は「葛野王・大友長子、遊龍門山詩、風骨蒼老、不減皇考」(日本詩史)との評を下せるは、實に我が心を獲たるものにして、王の胸襟の超脫なること想ふべし。

事は神仙に關係なきも、作は遷世高蹈の士に出でたるを以て、聊附記して同好に紹介せん。

幽棲

試出囂塵處 追尋仙桂叢 巖谿無俗事 山路有樵童 泉石行々異 隱士民黑人

風煙處々同 欲知山人樂 松下有清風

民黑人は、如何なる人なるを知るべからざるも、考槃の碩人の流なるべく、其の詩も亦冲澹清曠にして、陶靖節に似たるものあり。泉石風煙の妙味あるのみならず、松下の結句も黃山谷が「擁被聽松風」の趣あり、本集の有數詩中の一となすべし。

巨勢多益須が春日應詔の詩中の

姑射遁太賓 崆嶲索神仙 豈若聽覽隙 仁智寓山川略

の句に至りては、隱約の中に神仙説の儒教主義に如かざることを説破したるものなり。調老人の「神仙非存意、廣濟是攸同」と歌ひしも、亦此の類ならん。

魏晉の清談は、一種の危険思想にして、禮法を無視し、人心を蠶蝕して、害毒を當時の社會に布けり。然るに、我が奈良朝の人士は之を悟らず、唯其の風流を嘉みし、曠達を喜び、竹林の士に景慕するあり。蓋し此の思想は、専ら世説を通じて受けたるもの如し。是を以て作者の引ける魏晉の典故は、世説に出づるもの多し。紀男人の七夕を詠じて「犢鼻標竿日、隆腹曬書秋」前句は阮咸、後句は郭隆の故事の如き

藤原宇合の「清風氣阮嘯、流水韻嵇琴」の如き、皆然らざるなし。藤原麻呂が儒教を崇べること、既に前に述べし所なるが、猶清談者流を欽羨し、嘗て「千歲之間、嵇康我友、一斛之飲、伯倫吾師、○世に」「天生劉伶、以酒爲名、一飲一斛、五斗解醒」とあり不慮軒冕之榮身、徒知泉石之樂性」と曰ひ、而して「城市元無好、林園賞有餘、○四」寄言禮法士、知我有兪球」と詠するに至る。清談思想は、萬葉集中にも見え、獨り詩家のみにあらざるなり。幸にも我が邦は其の弊害を流すことなかりしは、全く儒教の到隆なりしに因らざるはあらざるなり。

佛教の隆盛は、儒教に譲らざりしも、其の思想の詩に見れたるは極めて妙し。本集には、縉流の選に入りたるもの四人あり。而して佛教思想を抒べたるものは、兩三首に過ぎず。道融の左の詩の如きは、其の一なり。

我所思兮在無漏 欲往從兮貪嘖難 路險易兮在由己 壯士去兮不復還

此は張衡の四愁詩の「我所思兮在太山、欲往從之梁父巖」以下六(文)の體を摸したるものなり。晉の張載にも擬四愁詩あり其の首句に「我所思兮在南巢、欲往從之巫山高」と詠せり。張衡も張載も皆四首あり、道融の作も本と四首ありしも、其の三を闕きたるものならん。篇首に無漏五首とあり、目録に四首を闕けり、但釋實類從本には山中の一詩多し、又板本に「我所思兮在樂土、欲往從兮彌嶽難、行且老兮查難難、日月逝兮不再還」に作れるものあり、或は開けたる三首の一ならん、日本詩紀にも其の説あり、是は、佛教より出でたることは無漏貪嘖等の語のみにてても證すべし。道融の「三寶持聖德」在唐華本國皇太子の第一句

と、「又滌心守眞空」薛長王宅宴席詩中の一句との句の如きも亦皆然り。然れども、佛徒にして佛教思想を有せるは、儒家にして儒教主義を持せるに同じく、當然の事にして言ふに足らざるなり。

本集以外に於て佛教に關する詩の傳はれるものは、石上宅嗣・淡海三船・藤原刷雄・朝原道永等の作なり。載せて經國集及び鑑眞東征傳に在り。三船の詩七首、其の對象は、悉く佛門の事に關聯せり。試に其の一首を掲げん。

於内道場觀虛空藏菩薩會

鳳闕留仙影 龍墀演法音 是空神尙寂 卽色理逾深 夕梵聞雲嶺
朝鐘徹霧林 幸從無漏界 長絕有爲心

三船は、博覽能文の士なるを以て、其の詩も亦誦すべし。本と身を僧籍に置きて、深く教義を窮め、還俗後も居常梵行を修めしこと高僧傳要文鈔に見ゆれば、念佛の三昧を得たるものなり。

戀愛の情緒を寫したるものとしては、萬葉集に其の歌非常に多きも、本集の詩には極めて稀にして、閨怨纏綿の作なく、相思殷勤の詠なし。僅に荆助仁の詠美人と石上乙麻呂の秋夜聞情との二首あるのみ。此の種の詩境に適せる七夕の詩六首あるも、眷戀の艶情を寓したりと看るべきは、二、三に過ぎず。作者は作らざりしか。撰者は、選ばざりしか。何すれど萬葉集に多くして、本集に少きや、或は歌に詠じ易きも、詩に上せ難きを以てなるか、或は鄭衛の音は、名教に影響すとの儒教の見地よ

り來れるか、吾人は終に何の謂なるを知らざるなり。

余は、前章の作詩諸家の條に於て、歌想詩想が冥々の中に入出入せしことを述べたるが、詩思が歌に入りしことは影響編に譲り、此に歌想が詩に及ぼしたる一例を擧げん。萬葉集に「雲之波、月船」又は「天海、月船浮、桂槎」などと、善く月船の語を用ふ。月船の語は、漢魏六朝の詩には見えず、然るに文武帝の御製に

月舟移霧渚 楓櫂泛霞濱

と詠ませらる。帝は、歌を善くせさせたまひ、月舟の語は歌に本づかせたまひたるものにあらざるか。又大津皇子の述志の詩に、

山機霜杼織葉錦

の句あり。而して萬葉集に載せたる皇子の歌に、

經毛無、緯毛不定、未通女等之、織黃葉爾、霜莫零。(卷八下 秋雜歌)

と見ゆ。錦を織ることを以て黃葉の美なるに譬へられし意匠は、詩歌同一なるが、其の作の前後は知るべからざるも、山機霜杼の新熟語より之を察すれば、其の著想は或は歌より得たまひたるものならん。

尙風俗史料として觀るべき詩鮮からず。夫の曲水宴及び算賀等に於ける詩是なり。三月上巳の曲水

宴は、漢魏に起りたるものなるが、我が邦に於ても夙く顯宗朝に行はれたることは、日本書紀に見ゆ。然るに其の後中絶し、奈良朝に及び、聖武帝再興させたまひ、續日本紀の神龜五年の條に「三月上巳、天皇御鳥池塘、宴五位已上、賜祿有差、又召文人令賦曲水之詩、各賽施十疋布十端」と。天平二年の條にも「三月上巳、天皇御松林宮、宴五位以上、引文章生等、令賦曲水、賜施布有差」とあり。本集に山田三方の三月上巳曲水宴の詩と背奈行文の上巳禊飲應詔の詩とを收む。是れ神龜若くは天平の曲水宴に侍せし時の詩なるべし。萬葉集には

三日守大伴宿禰家持之館宴歌

漢人毛、楸浮而、遊云、今日曾和我勢故、花縵世余。

の歌あり。家持が其の第に於て行ひたる曲水宴なり。是等の詩と歌とは、共に國史と相待ちて、時代の風潮を示せるものなり。

曲水、七夕等は、魏晉より傳はり來れる俗習なるが四十の年を賀することは、我が邦に創まれるものにして奈良朝に起れり。東大寺要録に、

天平十二年十月八日、於金鐘山寺、良辨僧正奉爲聖朝、○聖武帝 請審祥師、初講花嚴經、其年天皇御年四十滿賀之設講、初開講時、空現紫雲。

とあり。此は聖武帝の四十の聖壽を賀したるものなるが、此の事國史に見えざるは、正式の禮にあら

すして、良辨の私賀に由れるなるべし。世に算賀の書に見ゆるは、此を以て始とせるも、本集にも四十を賀する詩二首あれば、孰れが先にし孰れが後なるを知るべからず。其の詩左の如し。

五言賀五八年

刀利宣令

縱賞青春日

相期白髮年

清正百萬聖

岳士半千賢

卜宴當時宅

披雲廣樂天

茲時盡清素

何用子雲玄

五言賀五八年宴

伊岐古麻呂

萬秋長貴戚

五八表遐年

眞率無前後

鳴求一愚賢

令節調黃地

寒風變碧天

已應蠡斯徵

何須顧太玄

此は朝紳の四十を賀したるものなるが、其の韻礎の同じきより看れば、同一時の作なるべし。

以上は、本集の實質即内容に對する觀察の大略なり。概して之を言へば、思想の醇健にして氣象の敦樸なるは、本集の詩の長する所なり。其の至れるものに至りては、漢魏に並び、隋唐にも比すべし。殊に吾人をして感歎せしむるものは、朝紳高僧の努力なり、向上的精神なり。漢詩は、比較的に當時の新文學なるを以て、其の創作も容易の業にあらざるべし。然るに、作者の勵精なる英を含み華を咀ひ、彼の長を取り盡して同化融治するにあらざれば止まざるの概あり。是れ、努力の氣分と向上的精神とが本集の表に激刺たる所以なり。藤原宇合は、嘗て「賢者懷年暮、明君冀日新」と詠せしは、

豈に此の消息の眞相を賦せるものにあらずして何ぞ。嗚呼、上には銳意開新を圖らせたまふ聖主あり、下には熱心進蘭を期せる名流あり、近江奈良朝文化の燦然たる美觀を呈する所以は、一部の本集に徴するも知るべきなり。

五 詩

式

詩に序あり、聯句あり、探字あり、勸韻あり、和韻あり、一絶一首の稱あり。余は、姑く此等を總稱して、詩式と名く。此等の詩式は、専ら平安朝に行はれたるものなるが、之が法門を開きたるは、實に近江奈良の朝に在り。其の源委は、我が邦の詩史として閑却すべからざるものなるを以て、序を逐ひて其の梗概を叙せん。

詩序 詩賦に序あること、遠く三百篇の大小序に起り、兩漢の辭賦に見え、魏晉南北朝の詩篇に出で、初唐にも其の作少からず。其の體たる、散文あり、駢文あり、自家の詩に弁するものあり、多數作者の詩に冠するものあり。自家の詩に序せるものとしては散文に後漢の張衡の「四愁詩序」魏の曹植の「贈白馬王彪詩序」あり、駢文に、梁の簡文帝の「三日侍皇太子曲水宴序」あり。多數作者の詩に序せるものとしては、散文に晉の石崇の「金谷詩序」あり。駢文に屬すべきものに「蘭亭集序」あり。之を我が懷風藻に求むるに左の七篇あり。

山田三方 長王宅宴新羅客一首并序

下毛野蟲麿 秋日於長王宅宴新羅客一首并序

藤原宇合 暮春曲宴南池并序

同 在常陸贈倭判官留在京一首并序

藤原麻呂 暮春於弟園池置酒并序

道慈 初春在竹溪山寺於長王宅宴追致辭并序

三方と蟲麿との詩序は、自家の詩に并したるもの、宇合と麻呂との暮春宴集の詩序は、多數作者の詩に冠したるもの、宇合の贈倭判官と道慈の啓長王序とは贈序なり。其の文體は、孰れも皆駢儷の文なり。

往年我が印刷局に於て、王勃の詩序を集めたる舊鈔本を石版に付せり。原本所載者の名未だ詳ならず 其の鈔本の末に「慶雲四年七月廿六日 用希貳拾玖號」と署せり。紙數二十五丁にして、集むる所の詩序は四十一篇なり。王勃の死は、唐の高宗上元二年(天武帝三年一三三五年)に在り、文武帝の慶雲四年(一三六七年)は其の歿後三十三年なれば、其の我が邦に傳はりし速なること想ふべく、蓋し我が遣唐使留學生の將來したる唐鈔に因りて、更に轉寫したるものなるべし。其の則天武氏の製したる新文字を用ひし如きも、極めて珍となすべく、洵に稀觀の尤物なり。是等の詩序は、奈良朝作者の一大粉本たりしは争ふべからず。此に宇

合の文を録し、特に鈔本の短篇を取りて参照の便に資せんとす。

暮春曲宴南池詩序

夫王畿千里之間、誰得勝地、帝京三春之內、幾知行樂、則有沉鏡小池、勢無劣於金谷、染翰良友、數不過於竹林、爲弟爲兄、○此下板本類聚本有醉花醉月四字、今從古寫本 包心中之四海、盡善盡美、對曲裏之長流、是日也人乘芳夜、○海字以下十八字、板本誤脫 時屬暮春、映浦紅桃、半落輕錦、低岸翠柳、初拂長絲、於是林亭問我之客、去來花邊、池臺慰我之主、左右琴罇、月下芬芳歷歌處而催扇、風前意氣步舞場而開袷、雖歡娛未盡、而能事紀筆、盡各言志、探字成篇云爾。

登綿州西北樓走筆詩序

王勃

山川暇日、樓雉中天、白雲引領、蒼波極目、視烟霞之浩曠、覺城肆之喧卑、促蘿薜於玄門、降虹蜺於紫府、取樂罇酒、相忘江漢、思題勝引、式序幽筵、命下才固其宜矣、人探一字、四韻成篇云爾。

觀るべし、二序の形の相似たるを。

聯句 一首の詩を二人以上にて作り合せたるを聯句と曰ふ、或は連句とも稱す。阿餘考に、六朝の時は連句と曰ひて、聯句と曰はずと云へるも、必ずしも然らざる如し、 其の起原に就きは、三説あり。一は、舜阜陶の元首股肱の歌に始まるとなすもの、清の闕若璩等なり。一は、詩經の式微の詩に始まるとなすもの、困學・紀聞・泊宅編なり。一は、

漢の武帝の栢梁臺の詩に始まるとなすもの、文心雕龍・樂府古題要解なり。晉宋以下の聯句は、宋書・南北史及び諸家の集に散見し、詩紀・陔餘叢考等に之を引けり。今其の一を擧げんに、宋書の謝晦傳に、晦が其の兄の子世基と將に戮せられんとする時、聯句を作りし事を叙して、

世基有才氣、臨死爲連句曰、

偉哉橫海鱗

壯矣垂天翼

一旦失風水

○詩紀續
誤作鱗

晦續之曰、

功遂伴昔人

保退無智力

既涉太行險

斯路信難陟

○南史陟
誤作涉

とあり。我が邦に於ては、本集に其の一例を留めたり。

七言述志

天紙風筆畫雲鶴

山機霜杼織葉錦

後人聯句

赤雀含書時不至

潛龍勿用未安寢

之を我が邦の聯句の始となす。大伴家持の作りし連歌は、或は漢詩の聯句に倣ひたるものにあらざる

か。萬葉集に

尼作頭句、并大伴宿禰家持所詠尼續末句等和歌一首

佐保河之、水平塞上而、殖之田乎。尼作

荊早飯者、獨奈流倍之。家持續

と見ゆ。契沖は此を以て「連歌の初とも言ひつべし」と云へり。詩歌共に聯句の奈良朝に行はれたるを徴すべし。

然も連歌の起原に就きては、古事類苑に其の概要を述べて「連歌ノ史ニ見エタルハ、古事記ニ伊須氣余理比賣命ト大久米命トノ贈答ノ歌ヲ載セタルヲ始トス、然レドモ古來概ネ日本尊ノ筑波ノ詠ヲ以テ起原トセリ、故ニ後世連歌ノ學ヲ稱シテ筑波ノ道ト云フ、抑上古ノ連歌ハ片歌ヲ以テ問ヒ、片歌ヲ以テ答ヘシモノニテ、其問答ヲ合セテ一ノ旋頭歌タリシガ、萬葉集以後ハ、短歌ノ上句ヲ唱ヘテ下句ヲ廢ギ、或ハ下句ヲ擧ゲテ上句ヲ加フルコト、ナレリ」と云へり。萬葉集の連歌の上古の連歌に異なるは、或は漢詩の影響にあらざるか、而して、上古の連歌の問答體なるは、偶然にも詩經の式微の詩と其の形を同じくせり。式微の詩は毛詩の序にては「式微黎侯寓于衛、其臣勸以歸也」とありて、黎侯の臣の作となせるも、劉向の列女傳にては、黎の莊公の夫人と、其の傅母との聯句とし、其の大意は、夫人莊公に愛せられざりしを以て、其の傅母は夫人の失意を憐み、黎を去らんことを勸めんとし、詩を作りて「式微式微、胡不歸」と唱ひしに、夫人は固く婦道を守り、乃ち「微君之故、胡爲乎中露」と答へしと云ふ。其の唱廢を以て一詩となせしは、古事記に見ゆる伊須氣余理比賣命・日本武

尊の問答の歌に異ならず。列女傳の叙する所は、魯詩の説なることは、清の陳喬樞の魯詩遺說考に證する所にして、困學紀聞・泊宅編の取りて聯句の始となしし所以なり。趙甌北は泊宅編を駁し、列女傳の事は附會を免れずと排するは、偶、魯詩の説たるを考へざりものなり。然れども式微の詩は毛序と、魯詩とは、孰れが其の實を得たるかは一問題たるを免れざるも、魯詩の説の我が上古の連歌と甚相似たるを以て、特に此に參考に附せり。

探字 字を取りて韻となし、以て詩を作るを探字、探韻と曰ふ。其の詩の題には「探字」とも、「探一字」とも、「探得某字」とも、「賦得某字」とも、「得某韻」とも、「某字韻」とも書するを例とす。探字は、晉宋の詩に見えず、梁の頃より始まれる如し。南史の曹景宗の傳に

景宗振旅凱入、帝○武於華光殿、宴飲連句、令左僕射沈約賦韻、景宗不得韻、意色不平、啓求賦詩、帝曰、卿伎能甚、多人才英拔、何必止在一詩、景宗已醉、求作不已、詔令約賦韻、時韻已盡、唯餘競病二字、景宗便操筆斯須而成、其辭曰、去時兒女悲、歸來笳鼓競、借問行路人、何如霍去病、帝歎不已、約及朝賢驚嗟。

と見え、現に簡文帝に「九日賦韻」の詩あり、吳均に「共賦韻詠庭中桐」の詩あり、字を得たるものには庾肩吾に「暮遊山水應令賦得磧字」暮下恐くは春の字詠の詩あり。陳隋に頗る行はれ、陳の後主の詩に最も多く「立春日汎舟玄圃各賦一字六韻成篇」の詩を首として十五六首あり。隋の薛昉に「巢王座韻得餘詩」

あり。初唐に至りて愈、盛なり。我が奈良朝の時に、其の法波及し、上文に掲げたる字合の詩序に「探字成篇」の語あり。長屋王が新羅の使節を遯へて、詩酒の宴を開きし時に、各字を分ちて詩を賦せり。背奈行文の詩の一題を擧ぐれば左の如し。

五言秋日於長屋王宅宴新羅客一首賦得

と書せり。列席者の姓名と其の得たる韻字は詩の原委の條に記せり、参看すべし。平安朝には盛に行はれ、小野岑守が「秋日皇太弟池亭應制賦園字」あり、桑原腹赤に「春日過友人山莊探得飛字」の五律あり。田氏家集にも「留別菅大夫探韻得春」の七絶あり。而して、源氏物語の花宴の條に「みこたち、上達部よりはじめて、そのみちのは、みなたんろん給はりてふみつくり給」と見え、華鳥餘情には、其の作法を注して「先第一儒者奉仰獻題、次書韻字、盛中境、置庭中文臺上、近衛次將、先探御料韻二字、置莒蓋、昇自御前階獻之、次王卿堪屬文者文人等、各進文臺頭、探一字見之、奏官姓名及所探字也、今案探韻各分一字詩也、悉韻字替也、故懷紙端作云、春日同賦春夜翫櫻花、各分一字、應制詩、探得某字、如此可書也」と云へり。是れを以て平安朝に於ける探韻式を觀るに足れり。

勅韻 一詩の押すべき韻字を限定して作るを勅韻といふ。専ら平安朝に行はれ、菅野真道・賀陽豊年には、竝に「晚夏神泉苑釣臺同勅深臨陰心應制」あり。一は五律にして、一は七律なり。滋野貞主に「文友見過賦駕勅情晴字」の七絶あり。菅家文草には、勅韻の詩前後に散見せり。六朝の詩を検す

るに勅韻の語なし。唐の開元頃の學士王灣に「麗正殿賜宴同勅天前煙年四韻應制」の詩あること、全唐詩に見ゆ。是れ勅韻の稱の書に見ゆる始にして、我が平安朝の朝紳は此に倣ひたるものなるべし。然れども懷風藻にも、其の名なきも、其の實あり、左の詩以て證すべし。

、五言秋宴得聲清驚情四字

○秋宴二字
據目錄補之

紀古麻呂

明離照昊天

重震啓秋聲

氣爽煙霧發

時泰風雲清

玄燕翔已飯

寒蟬嘯且驚

忽逢文雅席

還愧七步情

夫の梁の曹景宗が競病の二字を得て、五言一首を作りしは、既に勅韻の體となすべく、陳の後主にも「五言畫堂良夜履長在節歌管賦詩迺命酒、十韻成篇、得香・合・答・採・納」の詩ありて、其の十字を押して一篇をなせり。されば、紀古麻呂も本づく所ありしものにして、勅韻は、唐に始まりしものにあらざるなり。

和韻 趙甌北は、陔餘叢考に和韻の事を辯證して曰く、

劉貢父詩話、唐時慶和、有次韻、先從無有依韻、同在一如張文潛離黃州詩、而和老杜玉華宮詩是也、

有用韻、用彼韻不
必次如韓吏部用皇甫陸渾山火之類是也、又有和詩不和韻者、如賈至早朝大明宮之作、

王維・岑參・杜甫、皆有和章、不用其韻也、○文體明辨曰、和韻三體、一曰同韻、謂一韻中、而不必用其字也、
而先從不必次也、古人慶和者、其來意而已、初不爲韻所縛、次韻始於元白微之、上令狐相國云、橫與同門生白居易友善、居易能爲詩、窮

極聲韻、或千言、或五百言、律詩以相投寄、小生自審不能過之、往往戲排舊韻、別譜新調、名爲

次韻、蓋欲以難相挑耳、困學紀聞亦謂、古詩有倡有和、有雜擬追和之類、而無和韻者、唐始有用

韻、謂同此韻中也、後有依韻、然不以次、最後有次韻、自元白始、至皮陸而其體乃成、珊瑚鉤詩

話亦謂、前人作詩未始和韻、自元白爲二浙觀察、往來置郵筒相倡和、始依韻、而多至于言、篇章

甚富、其自耀云、曹公謂劉玄德曰、天下英雄、惟使君與操耳、豈詩人豪氣例愛矜誇耶、此和韻始

於元白之明證也、然是時劉長卿餘于旅舍云、搖落暮天迥、丹楓霜葉稀、孤城向水閉、獨鳥背人

飛、渡口月初上、鄰家漁未歸、鄉心正欲絕、何處搗征衣、而張籍宿江上館云、楚驛南渡口、夜深

來容稀月明見潮上、江靜覺鷗飛、旅宿今已遠、此行殊未歸、離家久無信、又聽搗征衣、此二詩絕

似次韻、○二詩の次韻に似たる説は劉貢父の
詩話に見ゆ、甌北の創説に非ず、豈無心適合耶、抑有慕於元白而微之耶、按洛陽伽藍記、載王

肅入魏、舍江南故妻謝氏、而聚魏元帝女、其故妻寄以詩曰、本爲篋下蠶、今爲機上絲、得路遂騰

去、頗憶纏綿時、其繼室代答、亦用絲時二韻、葉石林玉澗雜書謂、類文有梁武帝同王筠和太子懌

悔詩云、仍取筠韻、則六朝已有此體、以後罕有爲之者、至元白始立爲格耳。

和詩次韻の起原に就きて頗る考證せるものなるが、其の説從ふべきものあり、從ふべからざるものあり。余は主として懷風藻の立脚地よりして判定を下さんとす。

詩に和して韻に和せざるものは、唐朝は勿論、六朝にも其例頗る多し。本集の麻田陽春の「五言和

藤江守詠神叡山先考之舊禪處柳樹之作」の詩は、此の類なるべし。由來、和に二義あり。喬彦駿其の事を辯じて曰く、「同是和ノ字、贈ルニ答フルモ和スルト云ハ、和即答ノ意也、某人ノ何ノ作ヲ和スルトハ、題ヲ同ウスルノ意、彼言出スヲ我ツケテ歌フ、是贈答唱和ノ別也」と、喬彦駿の説は詩載引く所に據る麻田陽春の和詩は、同題の意にして、萬葉集中の和と稱するものは應答の義なり。

韻に和することも本集に例あり、其の題左の如し。

大津首 五言和藤原太政遊吉野川之作 仍用前韻

葛井廣成 五言奉和藤太政佳野之作 仍用前韻

藤太政とは、藤原不比等なり。兩人同時の作なるべし。本集に不比等の遊吉野の詩二首を收む。一は一東の韻にして、一は十七眞の新、賓、邊、仁の四字を押せり。大津首の題に、單に前韻を用ふとありて、十七眞の仁、鱗、煙、塵の四字を押せば、或は所謂依韻、同韻の格にして原作の字を用ひざりしか。葛井廣成の詩に至りては、明に前韻四字を用ふと云ひ、十七眞の親、鱗、陳、津の四字を押せば、全く次韻にして、不比等の原韻に和せしものならん。本集には、偶、不比等の原作を取らざりしのみ。之に據れば、原作者の韻を用ひて和することは、必ずしも元白に始まるにあらざるを徴すべし。林春齋も「藤太政者、淡海公也、懷風藻雖載公吉野詩、然韻不同、則公之本韻不傳乎、本朝和韻於此始見之、且在元白劉酬和之前、則可謂奇也、」と評せり。

意ふに、麻田陽春・葛井廣成の此の韻あるより考ふれば、六朝の末若くは初唐に既に其の格の行はれしことは疑ふべからず。唐の玄宗は「次瓊嶽」の詩を賦して侍臣をして之に和せしむ。張九齡の詩には

奉和聖製次瓊嶽韻

と題し、李林甫の詩には

奉和聖製次瓊嶽應制

と題せり。張九齡が和韻と書すれば、玄宗の韻に和したることは顯著なる憑證となすべし。唐初には、用韻の格も少からず、玄宗の「過大哥山池題石壁」の七言四句は、十五灰の鬼苔來の三字を押せるが、張説の之に和したる詩も亦、開來臺の三字を押す、玄宗の「送張説巡邊」の五古は十一陽の韻韻字は方荒堂昌王軍奉行陽芳の十字を押せしが、之に和せし諸臣中、徐堅韻字は荒方長房揚州刺史、崔禹錫韻字は盧方章修涼將軍、盧從愿韻字は長務趙陽光の十一字、盧從愿韻字は長務趙陽光の十一字、揚州刺史、長務趙陽光の十一字は皆同一の十一陽の韻を用ひたり。是等は、用韻の實例を示せるものなり。されば、少くとも唐初には、既に和韻用韻の格あれば、麻田・葛井の二人に創まれるものにあらざるなり。

趙瓊北は、葉石林の玉潤雜書を引き、梁武帝が王筠と同一、太子簡文帝の懺悔の詩に和し、仍筠の韻を取るとありしに據り、詩家直説にも此説あり六朝已に此の體ありしと云ふ。今梁武帝・簡文帝及び王筠の詩を検するに、其の詩あれども、其の韻各異なれば據となすに足らざるなり。

一絶の稱 絶句の説明と由來とは、該餘叢考に詳なるを以て、此に贅せず。唯一絶の稱の用例に就きて見る所を叙せん。南史の臨川王宏の子正徳の傳に「作詩一絶」の語あり。梁書に見えず又同書に梁元帝の魏に降りて、幽通中に在りし時「製詩四絶」の文あり。北周の庾信に「和侃法師三絶」あり、「聽歌一絶あり。孰れも、皆五言四句を以て成れるものを一絶となせしなり。懷風藻は、此に本づきたるものなり。集中五言四句の詩十八首あり。其中一絶一首と書せるもの通算せしに左の如し。

一絶と書せしもの

六首

一首と書せしもの

五首

絶首を書せざるもの

七首

後世には、七言の絶句に一絶の稱を用ふるも近江奈良朝には、其の例あるなく、五言四句の専有の名詞たり。夫の萬葉集に長歌一篇を一首と云へるに對し、短歌に限りて一絶と云ひしは、五言に擬したるものなり。

以上の事は、獨り我が邦の詩の源流に關するのみならず、一面には支那詩史の上にも參照を與ふるものなるを以て、特に絮説を費すこと此の如し。

附録

懷風藻詩體韻字攷

一本攷倣顧炎武詩本音而爲之、但本音錄全詩、此獨掲句形韻礎、要在於知其詩體韻法。
一本集作者之韻依唐韻、卽陸法言二百六韻、今以二百六韻註其部、亦顧氏之例也。
一韻礎下、施單圈註對字、志其句以對偶成、重圈註通韻換韻、以示作者韻之法。

懷風藻韻字攷

- 大友皇太子 [侍宴] 五言 四句 地六至 義五實
 - [述懷] 五言 四句 宰一五海 海一五海
 - 河島皇子 [山齋] 五言 四句 明一五清 情一五清
 - 大津皇子 [春苑宴] 五言 八句 苑二〇阮 遠二〇阮 聞二二三問 論二五韻
 - [遊獵] 五言 八句 筵二仙 然二仙 前一先 連二仙
 - [述志] 七言 四句 錦四七聲 寢四七聲
- 以上去通爲一韻
○後人聯句

〔臨終〕五言 四句 命對四三 敬向四一 漆

僧知藏

〔翫花寫〕五言 八句 逢三 鍾風對一東 叢對一東 蟲對一東

葛野王

〔秋日言志〕五言 八句 情一五 清芳對一陽 聲對一五 清驚對一五 清

中臣大島

〔春日翫鶯〕五言 八句 陽對一陽 聲對一五 清情對一五 清筋對一陽

紀麻呂

〔遊龍門山〕五言 四句 情一五 清瀛對一五 清

文武天皇

〔詠孤松〕五言 八句 明一五 清天對一先 榮對一五 清輕對一五 清

大神高市麿

〔山齋〕五言 八句 池對五支 悲對六脂 微對八微 期對七之

巨勢多益須

〔春日應詔〕五言 一〇句 春一八 醇人對一七 眞陳對一七 眞座對一七 眞民對一七 眞

犬上王

〔詠月〕五言 八句 濱對一七 眞輪對一八 醇新對一七 眞津對一七 眞

美努淨麻呂

〔述懷〕五言 八句 裳對一匡 陽望對一陽 章對一陽

紀古麻呂

〔詠雪〕五言 八句 新對一七 眞塵對一七 眞濱對一七 眞春對一八 醇

紀末茂

〔從駕應詔〕五言 八句 座對一七 眞春對一八 醇新對一七 眞賓對一七 眞

僧弁正

〔春日應詔〕五言 八句 園對二元 敦對三元 論對三元 恩對四庚

調老人

〔同〕五言 一六句 仙二 仙川二 仙泉對二 仙淵對一先 連對二 仙筵對一先 篇對二 仙

藤原史

〔遊覽山水〕五言 一二句 濱對一七 眞新對一七 眞鱗對一七 眞俊對一八 醇倫對一八 醇春對一八 醇

美努淨麻呂

〔望雪〕七言 一二句 陰二二 侵琳對二二 侵岑對二二 侵林對二二 侵金對二二 侵臨對二二 侵樹對二二 侵

紀末茂

〔秋宴〕五言 八句 聲對一五 清清對一五 清驚對一五 清情對一五 清

紀古麻呂

〔春日應詔〕五言 一二句 春一八 醇鮮對二 仙新對一七 眞陳對一七 眞陳對一七 眞座對一七 眞仁對一七 眞

美努淨麻呂

〔臨水觀魚〕五言 八句 溇對二二 侵沈對二二 侵深對二二 侵心對二二 侵

紀末茂

〔與朝主人〕五言 八句 闌對一七 眞親對一七 眞塵對一七 眞春對一八 醇人對一七 眞

僧弁正

〔在唐憶本鄉〕五言 四句 端對二六 桓安對二五 寒

調老人

〔三月三日應詔〕五言 一〇句 宮對一東 窮對一東 中對一東 同對一東 風對一東

藤原史

〔元日應詔〕五言 一二句 民對一七 眞宸對一七 眞新對一七 眞春對一八 醇人對一七 眞塵對一七 眞

藤原史

〔春日侍宴〕五言 八句 濱對一七 眞人對一七 眞新對一七 眞宸對一七 眞

藤原史

〔遊吉野〕五言 八句 中對一東 通對一東 紅對一東 風對一東

藤原史

〔同〕五言 八句 新對一七 眞賓對一七 眞邃對一八 醇仁對一七 眞

藤原史

〔七夕〕五言 八句 秋對一七 眞飲對一七 眞浮對一七 眞愁對一七 眞

藤原史

〔詠美人〕五言 八句 霽對八微 暉對八微 飛對八微 歸對八微

藤原史

〔侍宴〕五言 一二句 春對一八 醇麟對一七 眞仁對一七 眞陳對一七 眞新對一七 眞眞對一七 眞

藤原史

〔從駕應詔〕五言 一二句 川對二 仙連對二 仙蓮對二 仙蟬對二 仙烟對一先 天對一先

大石王〔侍宴應詔〕五言八句春一八諍臣一七眞濱一七眞均一八諍
 田邊百枝〔春苑應詔〕五言一〇句垠一七眞濱一七眞身一七眞人一七眞春一八諍
 大神安麻呂〔山齋言志〕五言八句幽三幽秋一九尤流對一九尤遊一九尤
 石川石足〔春苑應詔〕五言一二句春對一八諍文二〇文新對一七眞巡對一八諍座對一七眞民一七眞
 山前王〔侍宴〕五言八句辰對一七眞淳對一八諍春對一八諍座對一七眞
 采女比良夫〔春日侍宴應詔〕五言一二句隣對一七眞仁對一七眞陳對一七眞春對一八諍座對一七眞辰對一七眞
 安倍首名〔春日應詔〕五言八句春對一八諍座對一七眞筠對一八諍新一七眞
 大伴旅人〔初春侍宴〕五言八句新對一七眞人一七眞春對一八諍仁一七眞
 中臣人足〔遊吉野宮〕五言八句仁對一七眞民對一七眞倫對一八諍賓一七眞
 〔同〕五言四句樓對二〇侯留對一九尤
 大伴王〔從駕應詔〕五言八句風一東東對一東融對一東工一東
 〔同〕五言四句深對二二侯溥對二二侯
 道公首名〔秋宴〕五言八句清一五清驚對一五清情對一五清聲一五清
 〔宴長王宅〕五言八句輕對一五清清對一五清聲對一五清情對一五清
 〔秋夜宴山池〕五言四句琴對二二侯深對二二侯
 境部王

山田三方〔宴新羅客〕五言八句朝對四宵紹對四宵颺對四宵瑤對四宵
 〔七夕〕五言八句秋對一九尤流對一九尤舟對一九尤憂對一九尤
 〔曲水宴〕五言四句開對一六哈來對一六哈
 息長臣足〔春日侍宴〕五言八句新一七眞紳對一七眞民對一七眞仁對一七眞
 吉智首〔七夕〕五言一〇句留對一九尤秋對一九尤洲對一九尤流對一九尤愁對一九尤悠對一九尤
 黃文備〔春日侍宴〕五言八句深對二二侯琴對二二侯心對二二侯音對二二侯
 越智廣江〔述懷〕五言四句好對三七號勞對三七號
 春日藏老〔述懷〕五言四句新對一七眞春對一八諍
 背奈王行文〔宴新羅客〕五言八句同對一東叢對一東風對一東弓對一東
 〔上巳禊飲應詔〕五言八句生對一五清輕對一五清榮對一五清情對一五清
 調古麻呂〔宴新羅客〕五言八句時對七之思對七之基對七之期對七之
 利刀宣令〔宴新羅客〕五言八句幃對八微依對八微稀對八微歸對八微
 〔賀五八年〕五言八句年對一先賢對一先天對一先玄對一先
 下毛野蟲磨〔宴新羅客〕五言八句干對一先肩對一先前對一先紋對一先
 田中淨足〔於長王宅宴〕五言八句涼對一陽璋對一陽芳對一陽簾對一陽

長屋王

〔元旦應詔〕五言八句 春一八醉 新一七眞 巾一七眞 仁一七眞

〔宴新羅客〕五言八句 煙一先 筵二仙 鮮二仙 簫二仙

〔作寶樓置酒〕五言八句 春一八醉 新一七眞 濱一七眞 筠一八醉

安倍廣庭

〔春日侍宴〕五言一〇句 春一八醉 陳一七眞 新一七眞 鱗一七眞 貧一七眞

〔宴新羅客〕五言八句 流一九尤 遊一九尤 秋一九尤 憂一九尤

紀男人

〔遊吉野川〕七言四句 秀對 流一九尤 洲一九尤

〔扈從吉野宮〕五言八句 仁一七眞 親一七眞 新一七眞 倫一八醉

〔七夕〕五言八句 秋對 遊一九尤 流一九尤 浮一九尤

百齊公和麿

〔於長王宅讌〕五言一〇句 華一〇麻 斜一〇麻 花一〇麻 家一〇麻 講一〇麻 車一〇麻

〔七夕〕五言八句 邊一先 煎二仙 旋二仙 年一先

〔宴新羅客〕五言八句 時七之 期七之 詞七之 思七之

守部大隅

〔侍宴〕五言八句 春對 新一七眞 津一七眞 民一七眞

吉田宜

〔宴新羅客〕五言八句 秋對 浮一九尤 牛一九尤 愁一九尤

〔從駕吉野宮〕五言八句 幽三調 洲對 秋一九尤 流一九尤

箭集虫麻呂

〔侍讌〕五言八句 生一五清 輕一五清 榮一五清 情一五清

大津首

〔於長王宅宴〕五言八句 書九魚 魚九魚 蹉八歌 舒九魚

〔和藤原太政遊吉野川之作〕五言八句 仁一七眞 鱗一七眞 煙一先 塵一七眞

〔於長王宅宴〕五言八句 擗六脂 眉六脂 追六脂 遲六脂

藤原總前

〔七夕〕五言八句 秋對 遊一九尤 流一九尤 樓二〇侯

〔宴新羅客〕五言八句 韓二五寒 難二五寒 寒二五寒 端二六租

〔侍宴〕一〇句 垠一七眞 新一七眞 春一八醉 蘋一七眞 濱一七眞

藤原宇合

〔暮春曲宴〕五言四句 暉八微 飯八微

〔贈倭判官〕七言一八句 休一九尤 秋一九尤 由一九尤 猷一九尤 前一先 絃一先 年一先 然二仙

堅一先

〔於長王宅宴〕七言八句 光一二唐 芳一陽 長一陽 場一陽

〔悲不遇〕五言一〇句 新一七眞 人一七眞 鱗一七眞 塵一七眞 臣一七眞 貧一七眞

〔遊吉野川〕五言一〇句 岑二二侵 簪二二侵 林二二侵 琴二二侵 深二二侵 心二二侵

〔奉西海節度使之作〕五言四句 行一三庚 兵一五清

藤原萬里

〔暮春置酒〕五言八句 餘九魚 書九魚 舒九魚 疎九魚

〔過神納言墟〕五言八句 餘九魚 墟九魚 疎九魚 如九魚

〔同〕五言 八句 難 二五 寒 官 二六 桓 二五 寒 歡 二六 桓

〔仲秋釋奠〕五言 八句 周 一九 尤 留 一九 尤 浮 一九 尤 猷 一九 尤

〔遊吉野川〕五言 八句 賓 一七 眞 仁 一七 眞 新 一七 眞 濱 一七 眞

〔遊吉野山〕五言 八句 新 一七 眞 鱗 一七 眞 塵 一七 眞 津 一七 眞

〔吉野之作〕七言 四句 流 一九 尤 洲 一九 尤

〔述懷〕五言 四句 工 一東 風 一東

〔從駕吉野宮〕五言 八句 公 一東 通 一東 風 一東 宮 一東

〔在唐奉本國皇太子〕五言 四句 壽 四九 宥 久 四四 有 ○以上空通爲一韻

〔於長宅宴追致辭〕五言 一六句 同 一東 嘯 一東 中 一東 空 一東 風 一東 沖 一東 躬 一東

宮 一東

麻田陽春

〔和藤江守之作〕五言 一八句 山 二八 山 專 二仙 緣 二仙 傳 二仙 專 二仙 依 八微 堀 六脂 衰 五支

悲 六脂

鹽屋古麻呂

〔於長王宅宴〕五言 八句 冠 二六 桓 統 二六 桓 寒 二五 寒 蘭 二五 寒

伊岐古麻呂

〔賀五八年〕五言 八句 年 一先 賢 一先 天 一先 玄 一先

隱士黑人

〔幽棲〕五言 八句 叢 一東 董 一東 同 一東 風 一東

〔獨坐山中〕五言 四句 居 九魚 余 九魚

僧道融

〔我所思〕七言 四句 難 二五 寒 還 二七 韻

石上乙麻呂

〔贈在京故友〕五言 八句 心 二二 侵 陰 二二 侵 吟 二二 侵 琴 二二 侵

〔贈掾公之遷任入京〕五言 八句 詩 七之 衰 五支 稀 八微 遠 八微

〔贈舊識〕五言 八句 衰 五支 眉 六脂 垂 五支 悲 六脂

〔秋夜閨情〕五言 八句 同 一東 空 一東 風 一東 中 一東

葛井廣成

〔和藤太政佳野之作〕五言 八句 親 一七 眞 鱗 一七 眞 陳 一七 眞 津 一七 眞

〔月夜坐河濱〕五言 四句 柯 八歌 波 九戈 河 八歌

現存百十六首

五言 百零九首

七言 七首

第五編 影 響

第一章 漢文學と萬葉集

古代に於ける純和文學として、韻文に萬葉集あり、散文に祝詞宣命あり、古人は萬葉集を以て詩經に比せば祝詞宣命を尙書に擬するも、亦必ずしも不倫にあらざるべし。尙書と詩經とは、支那古代民族の遺文として、彼等の尤も敬虔を拂ふ所なるが、萬葉集と祝詞宣命とは、我が列聖を始め奉り、我等が祖先の一大精華として最も尊重すべきものなり。此等の藻思を評し、此等の文辭を稱するは、純和文學史の事にして、漢文學の與るべきことにあらず。然れども、漢文學が此等文學と如何なる關係を有せしかを見るは、必ずしも越俎にあらざるべく、否之に因りて當時に於ける漢文學の情勢を驗する一端ともなれば、漢文學史の立脚地として觀察の止むべからざる所以なり。

一 撰次の體と其の書名

萬葉集の撰者に就いて二説あり。一は橘諸兄の原撰にして、大伴家持の續修なりと云ひ、一は全編大伴家持の撰次に係ると云ふ。後者の説は、萬葉集學者の定論なり。家持の父を旅人といふ、文藻あ

り、和歌を善くせり。家持も其の家業を承け、詩を賦し文を作り、最も和歌を以て稱せらる。嘗て山上憶良の風に慕へるものあり。其の萬葉集の撰次も、憶良の類聚歌林に負へる所ありしもの如し。山上憶良は、當時歌人中最も漢文の學殖を有し、大寶の初遣唐少録となりて粟田真人に従ひて唐に赴きしことあり。其の撰べる類聚歌林は、今傳はらざるを以て、編纂の體は詳に知るべからざるも其の名の示す如く、歌を分類して集めたるものにして、唐初に成れる劉孝孫の古今類聚詩苑、郭瑜の古今詩類聚等に學びたるものにして、歌林の名も六朝時代の總集たる詞林・集林・詩林英選等の名稱に取りしものなるべし。

萬葉集の編次は、類聚歌林の體に倣ひ、六朝初唐の總集に參したるものならん。其の編次の次第及び未定の稿本なりしことに就いて、契沖の説あり、曰く一中納言家持卿若年より古記類聚歌林家々の集まで残らずこれを見て撰び取り、その外むかし今の歌見聞に従ひ、或は人に尋問て漸々にこれを記し集めて天平寶字三年までしるされたるが、その後とかく紛れて部類もよくとのへられぬ草案のまゝにて世に傳はりけるなり」と、其の説或は然らん。既に未定の稿本なるを以て、部門の分類も亦確定したるものにあらざるべし。今分れたる六部門の目に就いて之を考ふるに、雜歌、相聞、挽歌、譬喻歌、四季、四季相聞の六種あるが、是亦恐らくは本づく所ありしならん。其の挽歌雜歌の目は文選に見え相聞は曹植が吳季重に與へし書の「適對嘉賓口授不悉、往來數相聞」に取りたるものなるは、

先賢の説の如し。此も家持の創意にあらずして、六朝時代の總集の分類の題目にあらざるなきか。萬葉を以て集に名けしに就いては、大凡二説あり。一は、萬の言の葉の義なりと云ひ、一は、萬世の義なりと云ふ。前説は、契沖・賀茂眞淵等の唱ふる所、後説は、鹿持雅澄等の執る所なり。二者各、引證する所あり。其の論據とせるは、前者は古今集が本と續萬葉集と名づけ、其の序文に「倭歌は人の心を種として、萬の言葉とそなれりける」とあり。萬の言の葉とあるは、即萬葉集名に本づきしものと云ひ、後者は宋の顔延之の曲水詩の序に「其宅天衷、立民極、莫不崇尙其道、神明其位、拓世貽統、固萬葉而爲量者」とある萬葉の語を取りたるものにして、仁明帝の詔にも、古語拾遺の序にも、萬葉を萬世の義に用ひたりと云ふ。蓋し後説は出典を漢語とし、前説は字面を眞假名となししものなり。

今兩者の説を披するに、萬葉集中の部門の名目、其の歌題までも皆盡く漢語を以て記されたるより考ふれば、集名のみは、眞假名に取れるは疑ふべし。鹿持雅澄は許登乃波といふ言、此の集の頃の詞に見えたることなし、たゞ古登婆といふ言あるのみにて、いまだ言葉の義に兼用たる如きことはなかりき」とも云へば、益、前説の非なるを證すべし。後説の漢語に出でたりとの説は、其の當を得たるも、其義に於ては疑なき能はず。如何に萬葉の字が萬世の義に使用せらるる例あるとも、詩集に萬世の名を付するは、甚突飛にして不自然なるを免れず、六朝唐初の詩集にも此の種の名を下せるものあるを見

ず。夫の魏の文帝が「文章經國之大業、不朽之盛事」とあるより、萬葉不朽に傳へんとの意に出でたりと見られざるにあらざるも、一家の私選として自己の歌までも收めて萬世に傳へんと稱するは、倨傲不遜の嫌なき能はざるなり、余は此等の理由に因り後者の説にも首肯すべからざるなり。

余の管見は兩者の説に異なれり。詩を集めて詩林と稱し、歌を編みて歌林と名く如く、萬葉を以て衆多の歌に譬へ、歌林の萬葉を集めたる意味よりして、此の名を下したるものならん。憶良に歌林あり、家持に萬葉あり、命名の相配するは、恐らく偶然にあらざるべし。詩文を枝葉に譬へし例は少からず。楊雄の解嘲に「顧默而作太玄五千文、枝葉扶疎、獨說數十餘言」と、其の李善註に「以樹譬文也、說文曰、扶疎四布也」と見え、殊に晉の陸雲の祖考頌に「靈魂既茂、萬葉垂林」の語もあり、家持は、或は此に本づきしものにあらざるか。書して世の萬葉研究者に問はんとす。

一一 萬葉の文字

萬葉集に於て先づ討究すべきものは文字なり。世に之を萬葉假名といひ、一に眞假名とも云ふ。眞假名は漢字本來の意義に由らずして、單に字音字訓を假る一種の音文字なり。由來、義文字たる漢字を音文字に代用することは、必ずしも我が邦のみにあらず。新羅にも吏道ありて、眞假名の用をなせり。殊に支那に於ては、最も古くより其の使用法あり。六書の一たる假借は其の用法を稱したるもの

にして、物の聲音を寫し、名詞、助詞、副詞を表し、將た外國の語言稱呼を譯するには、此の法に従はざるべからず。故に我が眞假名も、新羅の吏道も、實は漢字使用法の一たる假借に外ならざるなり。唯我が眞假名の支那に異なれるは、言語の性質上、彼は音のみを以てし、我は音訓兼用する點に在るのみ。

眞假名の使用は、何れの時代に起れるを詳にせざるも、漢韓の歸化氏族が夙に文筆を管掌指導するあれば、其の使用の遠く且つ久しきを想ふべし。然れども、今日に於て確實に最古の眞假名の用例として見るべきものは、推古朝の金石繡の遺文に存せるものあるのみ。遺文二篇、收めて推古朝の遺文の章に載す。

抑、魏晉以來佛典其他外語等の音譯の必要上より標音文字一定せられ、其の文字が三韓に及び、延いて我が邦にも入り、三國共通のものとなり、我が推古朝時代の眞假名は、即其の標音文字の一種にあらざるか。試に漢韓の史に就いて之を検するに、

北史・隋書に、裴世清が我が邦に來りし時、對馬・壹岐を經過したることを叙して、對馬を「都斯麻」と書し、壹岐を「一支」と書せり。北史等は裴世清の當時の報告に據りたるものにして、世清は親しく耳聞せし所を音譯せしものならん。又日本書紀の武烈紀の註に引ける百濟新撰に曰く「混支王向倭時、至筑紫島、生斯麻王○本書の上文に武寧王、自島還送、不至於京產於島、故因名島」と、斯麻は島の字訓の音字なり、又欽明紀に百濟が安羅日本府の河内直を責めしことを叙し、其の註に百濟本紀を引き

て曰く「百濟本紀云、加不至費直阿賢移那斯佐魯麻都等、未詳也」とあり。此の北史・隋書、百濟の二史の標音文字を以て、我が金石繡帳の眞假名に對照すれば左表の如し。

書名	北史	百濟	百濟	金石繡帳
書名	隋書	新撰	本紀	都
都	都	都	都	都
斯	斯	斯	斯	斯
麻	麻	麻	麻	麻
ア			阿	阿
カ			加	加
キ	支		支	支
サ			佐	佐
チ			至	至

是れ日漢韓の三國が、同一の標音文字を用ひたるの一證となすべし。尙大に比較研究を要すべき題目なれば、他日を俟ちて更に考證する所あらんとす。

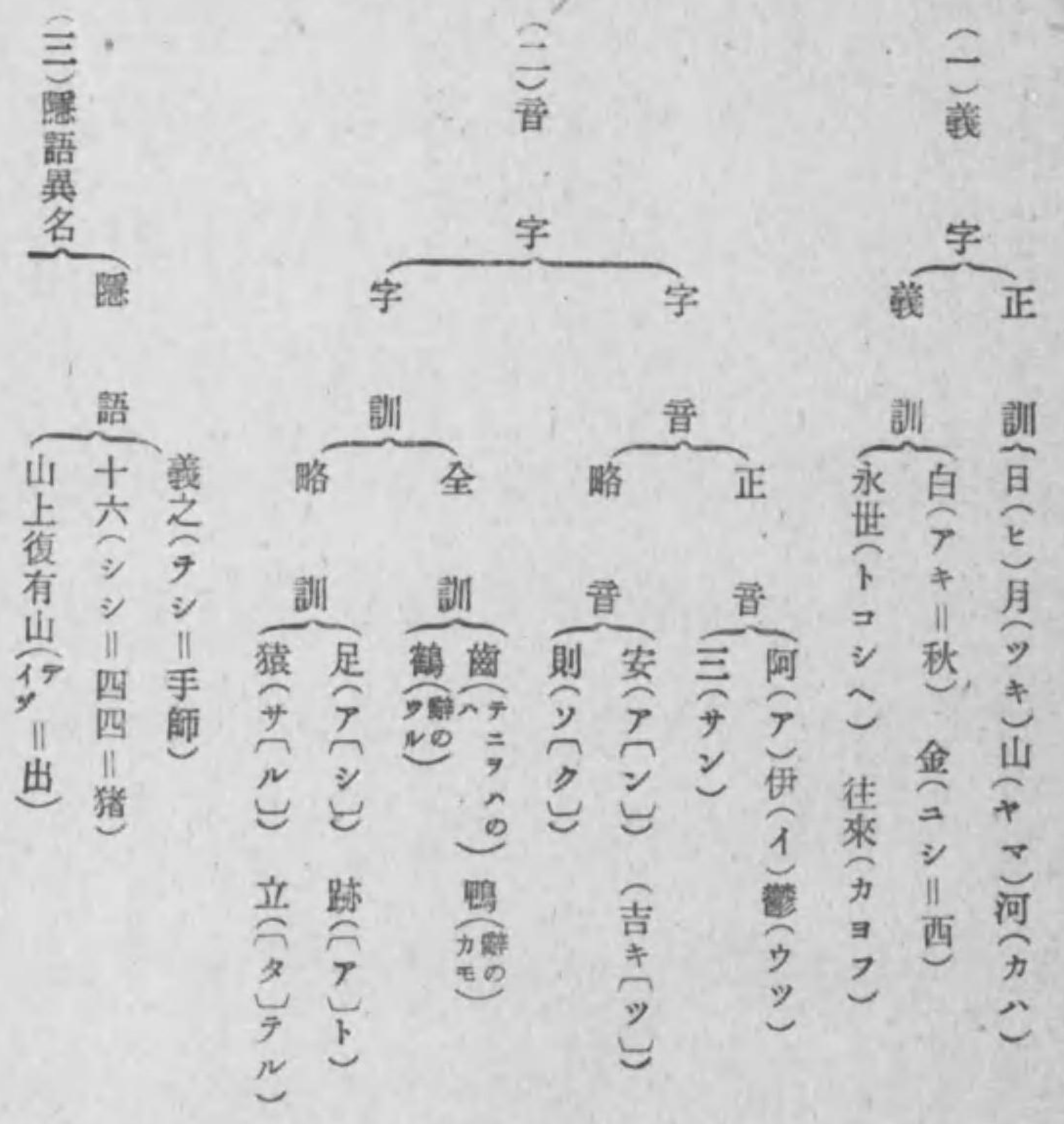
奈良朝に至りては、文化の發展と共に文字の用愈々廣く、爲に同一の音を標する眞假名の數も増加し來れり。今古事記日本書紀・萬葉集に就きツシマの三音が各幾何の眞假名を有せしかを表示せんとす。

書名	古事記	都	津	二志	師	斯	士	計	四	麻摩眞目間	五	計
書名	都	津	二志	師	斯	士	計	四	麻摩眞目間	五	計	
都	津	二志	師	斯	士	計	四	麻摩眞目間	五	計		
シ												
マ												
ア												
カ												
キ												
サ												
チ												

書紀、萬葉集比較	日本書紀		萬葉集	
	通追出	都津豆頭川	通追出	都津豆頭川
合計	一七	四	一七	四
異	一三	一三	一三	一三
同	四	四	四	四
合計	五五	四二	五五	四二
異	一六	一三	一六	一三
同	一	一	一	一

古事記の假名の数は少きも、書紀と萬葉集とは甚多く、「シ」の假名は清濁音を合して五十五の多きに上れり。豈に假借の極に達したるものにあらずや。

以上は、字音字訓との假借に就いて陳べ來りしものなるが、更に進みて萬葉集に用ひられたる漢字全體の用法を觀ん。其の種類は、大別して三種に分つことを得べし。第一は本來の意義を表せる義字なり。第二は單に字音字訓を假りたる音字なり。第三は隱語又は異名の類なり。其の例を表示すれば左の如し。



異名
泉郎(アマノ海人)白水郎
玄黄(アメツチノ天地)

萬葉集に漢字を使用せるは、大略此の三種六類の外に出でざるべし。若し文字の組合せの上より之を言へば「苦シ」を「栗子」と書し「此クノミ」を「各鑿」と書せる如き、音字中の字音と字訓と混合したるものあり。「麓」を「布本」と綴り、「織機」を「織旗」と綴る如き、義字と音字とを混合したるものもあり。此等は、第一、第二の種類の範圍に在りて應用せられしに過ぎざるなり。世或は萬葉集の用字の濫に入り、煩に失し、謎的に流れ、滑稽に陥るものあるを遺憾とするものあり。然れども、其の間には自ら一定の法則あるは拒むべからず。余は寧ろ其の縦横自在に漢字を利用せる技巧に感ぜざるを得ざるなり。

三 文辭と思想

和歌は耳に訴ふるものにして、目に示すものにあらず、故に文字は、言の葉を寫せば足れり、必ずしも字面を擇ぶ必要なし。然るに萬葉集は比較的音字よりは義字を用ふること多く、且つ文字を修め、「曉」を「五更」と書し、「秋風」を「商風」と書き、「戀水」と記して「涙」と讀ませ、「樂浪」と記して「小波」と讀まする如く、時には對偶をなすものあり。「袖」を表するに「追馬喚犬」の對字を以

てし「イブセクモ」を顯すに「馬聲蜂音石花蜘蛛」を以てしたり。之に加ふるに語法までも、漢文の形を取れるものあり。

無怠(タヘズ)

未著穢(イマダキナレズ)

如眉(マユノゴト)

可辛苦(クルシカルベシ)

於黄葉(モミヂニ)

雖待不來(マテドキマサヌ)

往々天運遠波なく、動詞副詞の語尾をも記さざりしを以て、宛然白文の漢書を讀む如き感あらしむ。

萬葉集は、古今の歌を集めたるものにして、中には口傳のものもあれば、歌の文字は作者の原文にあらざるものあることは勿論なり。されば類聚詞林・萬葉集等の撰者が、編次の際、新に好める文字を當てたるものも多々あるべし。然れども、作者自身が既に心を文字に留め、諷詠の時選擇潤飾したるものもあるべく、歌聖人麻呂の歌の如きは、恐らくは悉く其の筆に成れるものならん。人麻呂の歌の絶調なるは、古今の激賞する所なれば、余も此に一篇を寫して其の辭藻を表し、特に用字措語の證となさんとす。

日並知皇子尊殞宮之時柿本朝臣人麻呂作歌一首竝短歌〇短歌略

天地之初時之、久堅之、天河原爾、八百萬、千萬神之、神集、集座而、神分、分之時爾、天照日

女之命、天乎婆、所知食登、葦原乃、水穗之國乎、天地之、依相之極、所知行、神之命等、天雲之八重搔矧而、神下、座奉之、高照日之皇子波、飛鳥之、淨之宮爾、神隨、太布座而、天皇之、敷座爾等、天原、石門乎閉、神上、上座奴、吾王、皇子之命乃、天下、所知食世者、春花、之貴在等、望月乃、滿波之計武跡、天下、四方之人乃、大船之、思憑而、天水、仰而待爾、何方爾、御念食可、由緣母無、眞弓乃崗爾、宮柱、太布座而、御在香乎、高知座而、明言爾、御言不御問、日月之、數多成塗、其故、皇子之宮人、行方不知毛。

全歌二百二十二字にして、義字多く、天邇遠波等は少く、莊重雄渾にして音響鏗鏘、實に三百篇の大雅に比すべし。

集中の歌題及び左注は、皆漢文を以て書かれたるが、恐らくは撰者の手に出でたるものならん。歌の端詞即小序の如きも亦漢文なり。大伴旅人が太宰府に在りし時、僚友吏胥三十餘人を延いて觀梅の宴を開き各歌を作りしが、其の歌の小序に、

天平二年正月十三日、萃于帥老之宅、申宴會也、于時初春令月、氣淑風和、梅披鏡前之粉、蘭薰珮後之香、加以曙嶺移雲、松掛蘿而傾蓋夕岫結霧、鳥對穀而迷林、庭舞新蝶、空歸故雁、於是蓋天坐地、促膝飛觴、忘言一室之裏、開衿煙霞之外、淡然自放、快然自足、若非翰苑、何以摠情、隨紀落梅之篇、古今何異矣、宜賦園梅、聊成短詠。

とあり。此の序の作者は、或は旅人なりと云ひ、或は山上憶良なりと云ふ。孰れが其の實を得たるを詳にせず。加藤千蔭は「此序は始の書ざまよりしてすべて蘭亭叙を學びて書り」と註せしは、誠に然り、全く王右軍の文に倣へるものなり。

又歌の贈答に添へたる漢文の書體十一篇あり。藤原房前・吉田宜・大伴家持・大伴池主等の作にかゝれり。時に或は題して序と云へるも、序にあらずして書の體なり。蓋し書を以て序に代へし故に序と題せしならん。家持と池主との贈答の書の一を擧ぐれば左の如し。

守大伴宿禰家持贈大伴宿禰池主悲歌二首並序

忽沉疴疾、累旬痛苦、禱持百神、且得消損、而由身體疹癩、筋力怯軟、未堪展謝、係戀彌深、方今春朝春花、流覆於春苑、春暮春鶯、囀聲於春林、對此節候、琴罍可翫矣雖有乘輿之感、不耐策杖之勞、獨臥帳幄之裏、聊作寸分之歌、輕奉机下、犯解玉頤、其詞曰、
○二首
天平二十年二月二十九日、大伴宿禰家持。

大伴池主答大伴家歌並書本體題今姑補之

忽辱芳音、翰苑凌雲、兼垂倭詩、詞林舒錦、以吟以詠、能彌戀緒、春可樂、暮春景最可憐、紅桃灼々、戲蝶回花側、翠柳依依、嬌鶯隱葉歌、可樂哉、淡交促席、得意忘言、樂矣美矣、幽襟足賞哉、豈慮乎蘭蕙隔裳、琴罍無用、空過令節、物色輕人乎、所怨有此、不能默止、俗語云以藤續

錦、聊擬談笑耳、○此下錄歌二首、今略之姑洗二日、掾大伴宿禰池主。

此の贈答之書は、晋の劉琨と盧諶との贈答詩に於ける往復の書に擬したるものならん。文章として二家の至れるものにあらざるも、姑く其の由る所あるを明にせんとするのみ。

萬葉集は、歌題序書及び左注は皆漢文に従ひ、歌の用字措語も亦努めて漢文に準せんとする風あること、上に述ぶる如し。其の漢文學に擬せんとすることは、猶此に止まらず、夫の長歌を賦と云ひ、三十一字の歌を絶句と稱へ、他人の歌に答ふるを和と書せる如きも皆然らざるなし。唐初に人の詩に和するを同といふ、崔湜の「同李員外春聞」の如き是なり。萬葉集にも大伴女郎の歌の後に「後人追同歌」の作あり。略解古義並に和を和に作る、木村博士云く、略解に和と改めたるは、例の懸念なり、古本ともいづれも同と有、大伴家持に「追同處女慕歌」の一首あり。

略解古義並に和を和に作る、木村博士云く、略解に和と改めたるは、例の懸念なり、古本ともいづれも同と有、亦彼に學びたるものなり。是等は稱呼上の事に過ぎざるも、其の體裁までも倣ひたるものは反歌なり。即ち長歌の後に附する歌にして、三十一字の歌あり、旋頭歌あり、通じて之を反歌と云ひ、或は短歌とも書せり。蓋し楚漢の騷賦の末に、全篇を總括して反復叙説せる小詩あり、楚辭には之を亂とも、少歌とも、倡とも云ひ、荀子には、之を反辭とも、小歌とも云ひ、賈誼は、之を諍と云ふ。萬葉集の反歌は、之と其の形を同じくせり。木林博士は夙に反歌の騷賦に本づけることを考證せり。其の説に曰く「反歌は長歌につきたるをりの短歌をいふ稱なりといへる説仙覺及契沖・眞淵をよしとすべし、○中本邦の反歌は全くこれに擬したるなり、上文に荀子の反辭の語、其の楊倣の注、及び騷賦の亂の王逸の注、洪興祖の補注

等を引けり、此に「これ」とあるは、さるは卷十七には長歌をさして賦といひ、短歌を一絶二絶などいひ、又同亂及び反辭を指したるものなり、はさるは卷十七には長歌をさして賦といひ、短歌を一絶二絶などいひ、又同卷に大伴家持卿の池主に贈りたる文の後に、七言絶句一首と短歌二首とをのせて、式擬亂とさへいへり、されば反歌は反辭をまねびうつされたること論なき也、○中古事記・日本書紀にのせたる長歌には此反歌といふものあることなし、これを集中に考ふるに、舒明天皇の御代の時の歌中に始めて見えれば、此頃よりぞはじまりけん、其は推古天皇の頃より、唐に屢往來して何事も彼國の風俗をまねびうつされたることなれば、此土の長歌も彼國の賦にならひて、一篇の末に其大意を總括し、又いびもらしたることをも短くつづめてよみそへ、それを反歌と名づけたるなり」(漢考)と、此れ實に動かすべからざるなり。

以上は歌の形式即ち文辭名稱及び體裁の上より下したる觀察の一斑なるが、更に内容の上より検討するあらば、歌の對象に於ても、思想に於ても、亦我が漢文學と淺からざる關係を有するを觀ん。

歌の對象 文化の進聞は、歌境の擴張となり、推古・舒明以前の歌と、其の以後の歌とは、對境の範圍の廣狭は霄壤も音ならざるべく、而して、漢詩の接觸に因りて開拓せられたる處多々あらんも、詠物の歌、觀梅の歌、七夕の歌の如きは、其の尤も顯著なるものなり。

支那に於ては、詠物の詩は六朝に起り、初唐に盛なり。萬葉集中の天を詠じ月を詠じ、衣玉弓琴等を詠する類は、漢詩に倣ひたるものならん。梅花の觀賞も六朝の風習なるが、賀茂眞淵は「凡そ梅は

飛鳥の宮○天武朝ころはじめて取り來つらむ（古今集）といひ、懷風藻に葛野王が春日詠鶯梅の詩あり。王は文武帝の慶雲二年に薨せられし人にて、此が梅の書に見えたる始なりとは、古今要覽稿にもいへる所なり。萬葉集に於ては、大伴旅人が天平二年に觀梅の讎集を開き、各、賦せし所の歌は三十餘首あり。讎集そのものが、既に六朝の風なる上にも、梅花の賞觀も新韻事の一なりき。其の時旅人の詠める歌に

和何則能爾、宇米能波奈知流、比佐可多能、阿米欲里由吉能、那何列久流加母。

と梅花を雪に比せるは、漢詩に其の例多く、陳の蘇子卿の「祇言花是雪、不悟有香來」と詠じ、唐の盧照鄰にも「處々疑花滿、花邊似雪回」とあり。

七夕に於ける、牽牛織女が天河に會すとの傳説は、漢魏以來の詩に見ゆるものにして、頗る詩境に適したるものなるが、萬葉集中にも、七夕の歌は百二十餘首の多きに上れり。戀愛の情を寄せんとする自然の結果として、漢詩と其の想を一にせるもの少からず。其の牽牛に代りて詠みしものは、梁の沈約が爲織女贈牽牛詩、王筠が代牽牛答織女詩と、同工異曲とも稱すべし。

萬葉集の四季の相問雜歌に載せられたる男女戀愛の情歌には、六朝樂府中の清商曲辭の子夜歌・四時歌等に類せるものあり。七夕の歌に、

吾隱有、機杼無而、渡守、舟將借八方、須臾者有待。

とあり。此は車轄を井中に投じて客を留めたる心匠と相近きものあるも、寧ろ情擘の深刻なる點に於ては、清商曲辭の那阿灘に比すべし。那阿灘の第四曲に

聞歡下楊州 相送江津灣 願得篙櫓折 交郎到頭還。

と賦せり。彼は牽牛の去るを留めん爲に機杼を取り上げて須臾の歡を得んとし、此は情郎の行を哀みて其の篙櫓の折れて還り來らんことを願ふ。其の痴想の熱烈に於ては一なり。第五曲に此の詞に對する情郎の答辭あり。

篙折當更覓 櫓折當更安 各自是官人 那得到頭還。

と詠せり。女子の語を説き破りて、深情を無情の中に藏めたるものなり。此の如き問答の體も萬葉集中に尤も多く見る所なり。若し此等の樂府と萬葉集の歌とを比較攻究したらんには、一段の祕を發くことを得ん。今は七夕の事に緣りて一言を附贅しぬ。

思想 歌想としては、儒教思想あり、老莊思想あり、讖諱思想あり。此等の思想は、當時の社會の各方面に現はれたるものなるが、萬葉集の歌にも溢るる所ありて、時代思潮の氾濫に一大證明を與へたり。

推古以來、我が國民思想を支配したるものは、儒佛の二教なり。就中、儒教は實生活に一大關係を有せしを以て、其の普及最も廣く、萬葉集に其の思想の流露するは當然の結果なり。山上憶良は、萬

葉作者中最も漢文學に深く、和歌に卓絶したるを以て、類に觸れて儒教思想を詠み、我が國民の徳性を輔相顯揚せんと企てたり。其の作る所の令反感情歌は、著名の作なるを以て、代表的の歌として左に掲ぐ。

令反感情歌一首竝序

或有人、知敬父母、忘於侍養、○古義に云く、或有人知、捨禮本には人或知有と作り、舊本に不顧妻子、輕於

從ば、知は不字に改作べし、禮臣云く、忘は忽の誤ならむ。

脫履、自稱長俗先生、意氣雖揚青雲之上、身體猶在塵俗之中、未驗修行得道之聖、蓋是亡命山澤之民所以指示三綱、更開五教、遺之以歌、令反其惑、歌曰、

父母乎、美禮婆多布斗斯、妻子美禮婆、米具斯宇都久志、遁路得奴、兄弟親族、遁路得奴、老見幼見、朋友乃、言問交、余能奈迦波、加久叙許等和理、母智騰利乃、可利良波志母與、由久弊斯良福婆、宇既具都遠、奴伎都流其等久、布美奴伎提、由久智布比等波、伊波紀欲利、奈利提志比等迦、奈何名能良佐爾、阿米弊由迦婆、奈何麻爾麻爾、都智奈良婆、大王伊麻周、許能提羅周、日月能斯多波、阿麻久毛能、牢迦夫周伎婆美、多爾具久能、佐和多流伎波美、企許斯遠周、久爾能麻保良叙、可爾迦久爾、保志伎麻爾麻爾、斯可爾波阿羅慈迦。

反歌

比佐迦多能、阿麻遲波等保斯、奈保奈保爾、伊弊爾可弊利提、奈利乎斯麻佐爾。

此の歌は、人には五倫の道あり、到底妻子を棄て、君親を絶ちて立ち行かるべきものにあらざるを以て、宜しく人道を盡して家業を勵むべしとの大意にして、明白に道德的實生活の儒教主義を闡明したるものなり。憶良が此の警告を與へたる感情者其の者の人格に就いて、從來の萬葉學者は、深く意を拂はざる如し。時代思潮の上より之を見れば、輕々に看過すべからざるものあり。蓋し朝紳の一部には、誤れる魏晉の清談思想に魅せられ、厭世虛誕の説を喜び、名教禮法を無視せんとする危険思想あり。憶良の所謂感情者とは、此の輩を稱したるものならん。彼自ら異俗先生と稱せるは、阮籍の稱述せる大人先生の流亞を以て、自ら居れるものなるべし。憶良も目するに「亡命山澤之民」を以てしたる所以なり。此の歌は、儒教思想を表顯せると同時に、老莊思想のあることを暗示せるものにあらずや。憶良嘗て自哀文を作りても、亦「周孔垂訓、張三綱五教、以齊郡國」と云へり。其の常に心を名教に致すこと此の如し、幸にも清談思想の流行せざりしは、憶良が扶持の功に頼らざるはあらざるなり。又憶良の沈疴の時に詠める歌、

士也母、空應有、萬代爾、語續可、名者不立之而。

とあるは、孔子の「君子疾沒世而名不稱焉」と一致したる所にあらずや。大伴家持の慕振勇士之名の反歌の

大夫者、名乎之立倍之、後代爾、聞繼人毛、可多里都具我爾。

の歌は、人口に膾炙せるものなるが、全く憶良の此の歌に激動せられて作りしものなることは、其の左注の「追和山上憶良臣作歌」に據りて證すべし。此等の歌は我が國民性の涵養に與へたる影響の偉大なるを知らば、其の由りて來る所を思はざるべからざるなり。

魏晉時代には、士大夫は、老莊の説を崇拜して虚誕を喜び、世事を擲ち、詩酒琴棋の間に曠達放浪の生活をなさんとす。是に於てか、清談なる一種の習起れり。奇情を片言隻行に博し、力めて時流の外に立ち、謹恪は却つて迂俗と笑ひ、盜飲裸醉は却つて風流と稱するに至る。彼の有名なる竹林の七賢の如きは、其の代表者とも謂ふべきものなり。我が奈良朝には、此等の老莊清談の思想傳來せり。懷風藻に收められたる越智直廣の述懐に、

文籍我所難 老莊我所好 行年已欲半 今更爲何勞

と詠せし如きは、魏晉人の詩想なり。萬葉集に、

心乎之、無何有乃鄉爾、置而有者、藐孤射能山乎、見末久智香谿務。

と歌ひし作者は其の人を知るべからざるも、豈に無爲自然を願ひたるものにあらずや。大伴旅人の讀酒歌十三首に至りては、尤も露骨に清談者流の餘瀝を酌みたるものなり。

中中二、人跡不有者、酒壺二、成而師鳴、酒二染嘗。

と詠せし如きは、吳志の「鄭泉臨卒語同輩曰、必葬我陶家之後、化而爲土、幸見取、爲酒壺」に取り

しものなり。其の外

古之、七賢、人等毛、欲爲物者、酒西有良師。

生者、遂死、物爾有者、今生在間者、樂乎有名。

今代爾之、樂有者、來生者、蟲爾鳥爾毛、吾羽成奈武。

の諸歌の如きも、亦皆清談思想の影響に外ならず。第三首の化生説は、莊子の大宗師篇に、化して鶏となり、鼠肝となり、蟲臂となる思想に近きものなり。山上憶良が、反感情の歌を賦して警告する所ありしは、或は旅人等と嗜好を同じくして、而も放浪なる生活をなせるものありしに由らん。一部の朝紳中に老莊思想のありしことは、掩ふべからざるなり。

識諱思想も亦萬葉集に見はる。持統帝の時に藤原宮御造營せられしが、其の時役民の作りし歌なりとて長歌一首あり。其の中に

我國者、常世爾成牟、圖負留、神龜毛、新代登、泉乃河爾、持越流、眞木乃都麻手乎、百不足、五十日太爾作、派須良牟。

と。即ち我が國は、萬古不易の常世の國と成らむ、其の祥瑞に、負圖神龜も、新代とて出づと云ふ意にいひかけたるのなり。此の神龜負圖の事は、本と緯書に出でしものなり。尙書の洪範の「天乃錫禹洪範九疇」の孔安國傳に、

天與禹、洛出書、神龜負文而出、列於背有數、至于九、禹遂因而第之、以成九類。といひ、其の孔穎達の疏に、

龜負洛書、經無其事、中候及諸緯多說黃帝堯舜禹湯文武受圖書之事、皆云龍負圖、龜負書、不知誰作、通人計覈、謂僞起哀平、雖復前漢之末、始有此書、以前學者必相傳此說、故孔以九類、是神龜負文而出、列於背、有數從一而至於九、禹見其文、遂因而第之、以成此九類法也。

とあり、以て證すべし。又葛井諸會が新年に詔に應じて作れる歌に、

新、年乃波自米爾、豐乃登之、思流須登奈良思、雪能敷禮流波。

と見ゆ。雪を以て豐年の祥瑞となすことは、六朝の詩賦に多く、晉の孫楚の雪賦に「肅々三麥實獲豐年」と、宋の謝惠連の雪賦に「盈尺則呈瑞於豐年」と、陳の徐陵の詩に「豈若天庭瑞、輕雪帶風斜、三農喜盈尺、六出憐崇花」の句あり。諸會の歌は、是等の詩賦と其の想を同じくせるものなり。是は識緯に關係なきも、天人感應の思想に出でたる祥瑞の事なるを以て此に附録せり。

若し、萬葉集を把りて仔細に漢詩文に對照比較するあらば、措辭の上に於ても、構想の上に於ても、必ずや一致せるもの極めて多からん。今は唯其の一斑を擧げしのみ。猶以て漢文學が和歌に與へたる影響の多大なるを徴するに足らん。

終に臨みて一言すべきものあり。萬葉集の文采藻思の千古に煥發せるものは、無論我が固有の國民

性の流露したるものなるも、亦漢文學の精髓を同化して一層の美を揚げしことは、銘記せざるべからざるなり。

第二章 宣命・祝詞と漢文學

一 宣 命

宣命は、詔勅の一體なり。漢文を以て成れるを詔勅と云ひ、和文を以て作られたるを宣命と稱す。是れ文體の區別に過ぎず、其の論言たるに於ては一なり。故に本居宣長も「世にいはゆる宣命は、すなはち古の詔勅にして、上代の詔勅は此外なかりしを、萬の事漢さまにならひ給ふ御世御世となりては、詔勅も漢文を用ひらるゝこと多くなりて、後の世にいたりては、つひにその漢文なる方を詔書勅書とはいひて、もとよりの皇國のをば分て宣命とぞいひならへる」と云へり。

宣命の宣とは、君命を傳達する義なり。後漢書种劭傳に「何進將誅宦官、召董卓至澠池、而進意更狐疑、遣劭宣詔止之」とあり。又宋書柳景元傳に「元景克捷、上遣丹陽尹顔竣、宣旨慰勞」と見ゆ。我が宣命も宣詔宣旨と同じく、天皇の勅命を下に宣達するの謂なり。宣命と名づけたるは、宣命の文より出でたるものなるべく、慶雲四年七月元明天皇の宣命に、

現神八洲御宇倭根子天皇、詔旨勅命、親王諸王諸臣百官人等、天下公民、衆聞宣、○中天皇大命、乎衆聞宣。

とあり。かくの如く、文の前後に必ず勅命聞宣の語あるに因り、宣命と稱せしものならん。續日本紀の聖武紀神龜五年三月の條に

丁未制、選叙之日、宣命以前、諸宰相等、出立廳前、宣竟就座。

とあるは、宣命の語の史書に見ゆるの始とす。

宣命の文は、古事記・書紀に見えず。今日に在せるものの最も古きものは、藤原奈良朝時代の宣命にして、文武帝より桓武帝に至るまでの宣命六十二篇あり。續日本紀に載せたり。

此等の宣命を作るは、内記の職に屬せり。職員令に「大内記二人、掌造詔勅、凡御所記録事、中内記二人、掌同大内記、少内記二人、掌同中内記」と見え、貞觀儀式の讓國儀に「大臣召内記令作讓位宣命、訖先以草案就内侍奏覽、若有可損益者、據勅處分返賜、大臣復本所、令書黃紙」とあり。又延喜式に「凡神社山陵宣命、大臣奉勅、命内記作之、内記作了、進大臣」ともありて、宣命の文は内記の筆に成るものなり。職原抄の内記の條に、「儒門之中、堪文華者任之、草詔宣命也」ともあれば、内記の官にあるものは、文章に長じたる人なること知るべし。

續日本紀に載せたる宣命の文辭を觀るに、國語の叙述法に従ひ、天邇遠波は眞假名を用ひ、其他の

文字は、盡く漢字の正訓義訓に因りて之を使用せり。夫の萬葉集の如く、字音字訓の假借又は奇僻なる隱語異名等を用ふるものなし。語法に於ては、漢文の形を取るもの多し。例へば「かく」を「如此」「在れども」を「雖在」、「知れる所なし」を「無所知」、「過たず失はず」「不過不失」と書す。

是等は、萬葉集が助動詞を動詞の上に書するものと、其の例を同じくせり。又純然たる漢文として見るべき語句も尠からず。例へば、「簡而爲君」「可絕其家門」「以幼弱身、辱鴻業」「無詔諛之心、以忠赤之誠」「與天地共長、與日月共遠、不改常典」の類は、實に枚擧に遑あらざるなり。

文中に漢文の語法を用ふるのみならず、後半全然漢文を以て書したるものあり。但し大赦天下云々の時に限り。神龜元年聖武帝御即位の時、天下に大赦して宣りたまひし宣命の末に、

是以宜天下乎慈賜治賜久、大赦天下、内外文武職事、及五位已上爲父後者、授勳一般、賜高年百歲已上穀一石五斗、九十已上一石、八十已上并悍獨不能自存者五斗、孝子順孫義夫節婦、戚表門閭、終身勿事、天下兵士減今年調半、京畿悉免之、又官官仕奉韓人部一二人其其負而可仕奉姓名賜。○前

とあり。此等は、不調和の憾なき能はず。聖武帝天平感寶元年四月の宣命及び稱徳帝の天平神護を神護景雲と改められし時の宣命には、宣命體の書法を用ひられしは、漢文體に勝るものあるを覺ゆ。

更に思想方面に就いて之を窺ふに、固有の特性が根柢となれるは言を埃たす。佛教思想も其の間に

加はり、殊に最も多きものは儒教主義なり。由來我が政教の國是は、儒教と一致せるものあるを以て、其の主義は、詔勅に、律令に、詩歌に、文章に横溢せざるなし。獨り宣命に於て然らざるの理あらんや。今其の顯著なるものを擧げて之を證せん。

天平十五年聖武帝の御内宴に皇太子の親ら五節の舞を舞ひたまひし時に、帝の太上皇元正に奏したまひし宣命に

上下乎齊倍和氣氏、无動久靜加爾令有禮設、禮樂等一都並平久長久有可登、隨神母所思坐氏。

と宣ひければ、太上皇は舞を御覽じ、御奏言を聞しめして痛く喜びたまひて、是は遊び事にあらずとて

天下人爾、君臣祖子乃理乎教賜比趣賜布止。

と宣はせたまひしは、全く儒教が禮樂の二道を以て、經國の具となし、君臣上下の分を定め、父子兄弟の倫を教へんとしたるに則らせたまひたるものにあらずや。其外「仁孝百行之基奈利」と又「人子之理爾不得省誤、朕情母日夜不安」と宣はせたまふ如き、孰れか皆然らざらん。

天に對したまひたる聖旨に至りては、尤も儒教に據らせたまひたるものにして「天高止毛聽卑物會止」と信せさせ給ひ「天地之心乎勞美重美畏美」の如き勅語の處々に散見せるは祇懼省修の聖徳と仰ぐべし。又孝謙天皇の皇太子を定めたまはぬ理由に就いての宣命に、

今乃聞此太子乎定不賜在故方、人乃能家武止念天定流毛、必能之毛不在、天乃不授所乎得天在人方、受

天毛全久坐物仁毛不在、後仁壞、故是以天念方、人乃授流爾依毛不得、力乎以天競倍伎物仁毛不在、猶

天乃由流之天授倍伎人方、在良非止念天定不賜叙仁已會阿爾。

と。又皇統繼承の由來を宣ひて

此帝乃位止云物波、天乃授不給叙人爾授天波、保己止毛不得、亦變天身毛滅叙流物會。

と。是等の宣命は、支那古代思想に本づかせたまへるものなるが、固より爲にする所ありて宣はせたまひたるものなるべく、我が皇祖建國の體にあらざること辨を待たざるなり。

余は學風を論證せし條に於て、陰陽五行思想が近江奈良朝時代の人心を支配したりしことを述べしが、宣命にも天人感應の御思想が諸處に散見せり。聖武帝の養老八年を改めて神龜元年となし給へる宣命に「去年九月、天地脫大瑞物顯來理」と宣はせ給ひ、稱徳帝は、五色の瑞雲起りたりとて、天平神護を神護景雲と改めたまひ、其の宣命に

朕念行久、如是久大仁貴久奇異爾在大瑞波、聖皇之御世爾、至德爾感天、天地乃示現之賜物止奈毛、常毛聞行須。

とあるは、最も明白に感應の事を示させたまひたるなり。

以上は、漢文學が宣命に與へたる修辭と思想との一端なるが、宣命の文は概して崇高に典雅に雄大

の風あるは、夫の平安朝に起れる女性的文章とは、大に其の品致を異にせり。是等も亦雄健を以て特色とせる漢文學より來りしものと謂ふも不可なかるべし。

一一 祝

詞

純粹なる和文にして蒼古の奇に加ふるに森嚴の氣を以てするものは上代の祝詞なり。祝詞の延喜式に存せるものは二十六篇、台記には中臣壽詞一篇を傳ふ。此等祝詞の製作年代は詳ならず。六人部是香は、大祓・大殿祭・御門祭を神武帝時代の作ならんと云ひ、賀茂眞淵は出雲國造神賀詞を以て舒明の朝に成れりとし、大祓を天智・天武の頃に置き、遷却崇神・大殿祭を藤原宮の末に、祈年・廣瀬・龍田等を奈良朝の始に出でしならんと云ふ。然るに本居宣長は更に説をなし、眞淵の案を否定して曰く「そもくもろく」のふるき祝詞のたぐひ、其始をつらく思ひはかるに、まづいと上つ代にはそれとつくりおきて定めたるはあるべからず、たゞ其時にのぞみて、其事の趣をもて、そを申す人のいかにもくよろしきさまにこそ申つらめ、然るを年々定まれる事などは、その年々のおもむき同じければ、申す詞もさきくの例によりて、大かたいも同じさまなるべければ、おのづから定まれるやうになり來にけむ、さてそれを書記しおきて年々用ふことはいつのころより始まりけむ、それもさだかにはしりがたきことなり、さればもろもろの祭の中のふるき祝詞は、おほかたはいと上代より申し

ならへるまゝにて、いといとふるきを、そのつくりさま、いひさまなど、いさゝかづつは世々にうつりかはり來ぬることも、おのづから有と見え、又後に加はり省かりもし、かはりもしたることなども、すこしづゝはじまれるは有と見えたり、かく有て全く今式にのれる如く定まりたるは、大寶令のころならむか、はたそれよりや、前つかた天智・天武の御世のほどなどより定まれるも有やしけむ、それはたたしかにはいひがたし、すべて祝詞は漢國人のよの文章、又こゝのも、後の物語序文などを論いふごとくに、其代に其人の作れりなどはいふべき物にあらず、そのおほかたは上つ代よりつぎく例によりて申しならへる詞によりて、つゞれる物なればなり」と。上代の祝詞は、主として傳誦の語を寫したるものなれば、其の作者時代等は毅然と指定せらるべきものにあらざるべく、唯其の文辭の定まれるは天智・文武の間にあらんとは、洵に公正の論なるべし。

祝詞中代表的の文辭とも稱すべきものは、大祓の詞なり。大祓の詞は最も瑰奇の致を窮め、其の天津罪・國津罪を臚列して、

天津罪止、畔放、溝埋、樋放、頻蒔、串刺、生剝、逆剝、屎戸、許々大久乃罪乎、天津罪止法別
氣氏、國津罪止八、生膚斷、死膚斷、白人、胡久美、己母犯罪、己子犯罪、母與子犯罪、子與母犯
罪、畜犯罪、昆虫乃災、高津神乃災、高津鳥災、畜仆乃蟲物爲罪、許々太久乃罪出武。

と云ひ、下文更に誇張的譬喩を以て其の罪を祓除せん事を述べて、

天下四方國爾波、罪止云布罪波不在止科戸之風乃、天之八重雲乎吹放事之如久、朝之御霧夕之御霧乎朝風夕風乃吹掃事之如久、大津邊爾居大船乎船解放體解放兵、大海原爾押放事之如久、彼方之繁木本乎、燒鏝乃敏鏝以兵打掃事之如久遺罪波不在止戒給比清給。

と云へり。祝詞の修辭に多く重疊法を取りしが、此の篇の如きは前後に其の法を用ひ、前者は専ら短き辭を累ね、後者は務めて長き句を積み、變化錯綜して奇創宏肆の姿態を極む。宣長は、此の詞を評して「此の祝詞はあるが中にも、たふとく、古く、めでたき文」と激賞せしは故なきにあらざるなり。文字の用法に至りては、往々音義を混用して假借し、例へば「眞進人」を「益人」と書し、「稜威の道別」とあるべきを「伊藤乃千別」と書する如く、萬葉假名の體に同じきものあり。又其の天運遠波に眞假名を用ひて細書し、時に漢文の語法に據りて「不在」「自今日始」と書せる如きは、宣命の書法に異ならざるものなり。

大祓の詞に亞ぐものは、出雲國造神賀詞ならん。其の天穗比命の水穗の國に降臨せし一節に

出雲臣等我遠祖天穗比命乎、國體見爾遣時爾、天能八重雲乎押別兵、天翔國翔兵天下乎見廻兵、返事申給久、豐葦原乃水穗國波、晝波如五月蠅水沸支、夜如火光神在利。

と。又國造が祝禱の辭を捧げて、

朝日乃豐榮登爾神乃禮自利、臣乃禮自登、御禱乃神寶獻良久止奏、白玉能大御白髮坐、赤玉能御阿

加良毗坐、青玉能水江玉乃行相爾、明御神登大八嶋國所知天皇命能手長大御世乎、御横刀廣爾誅堅米白御馬能前足爪後足爪踏立事波、大宮能内外御門柱乎、上津石根爾踏堅米、下津石根爾踏凝之、振立流事波、耳能彌高爾、天下乎所知食左事志多米。

と云へる如き、森嚴崇大の氣の掩ふべからざるものあり。

用字は、大祓と同じく或は漢文の語法に依りて「如五月蠅」と書し、或は漢語を用ひて「某甲」史記の例ありと記し、而して音訓を混用假借するものも少からず、「水沸」は「皆沸」なり、「伊都閉黒益之」は「嚴瓮令黒」の意なり。此等は、二十餘篇の祝詞を通じたる語法とも謂ふべし。

大祓神賀詞の外に、遷却崇神・大殿祭・祈年祭・龍田祭等の諸篇にも、雄麗の辭の大に觀るべきものあり。上代の祝詞が言に上せ文に著す際には、漢語漢文に負ふ所ありしは、疑ふべからざるなり。殊に余は大祓の詞に國津罪として記されたる男女問の陋習を思へば、彝倫道德を旨とせる儒教が矯正の任に預りて我が國俗を美化せしめたることに聯想せざるを得ざるなり。

延喜式の祝詞中に一種異様の咒あり。題して「東文忌寸部獻横刀時咒西文部准之」といふ。神祇令の大祓の條に「東西文部上祓刀、讀祓詞、訖百官男女、聚集祓所」と、其の義解に「謂文部漢音所讀者也」と見ゆる祓詞は、即延喜式に載せたる咒ならん。意ふに、銀像金刀を捧げて禍を禳ひ福を禱ることとは、道教の儀なることは其の列擧せる神仙に徴して知るべし。而して咒の文に東到扶桑等の語ある

に據れば、隋唐若しくは其の以前に成れる道教の咒ならん。咒文の儀式と共に我が邦に傳はりて、西文部の執れる恒例となりしは、何れの年に在るかを知るべからざるも、大寶・養老以前に在りしことは疑を容るべきなし。其の文辭は拙劣にして觀るに足らざるも、支那の書に見えず。殊に朝典の一となりしものなるを以て、左に附書して婪尾となしぬ。

謹請皇天上帝、三極大君、日月星辰、八方諸神、司命・司籍・東王父・西王母・五方五帝、四時四氣、捧以錄人、延喜式祝詞解云、文云捧以錄人の錄人當作銀人、何則四時祭式此大祓條云、金裝機刀二口金銀鍍の人請の象各二枚(已上東西文部所預云々是也、此咒文不云金人而云銀人者次對句云金刀相略而爲文耳、)除禍災、捧金刀請延帝祚、咒曰、東至扶桑、西至虞淵、南至炎光、北至弱水、千城百國、精治萬歲、萬歲萬歲。

〔終〕

昭和二十一年十月二十日 印刷
昭和二十一年十月二十五日 發行

近江奈良朝の漢文學

定價 參拾圓



著者	岡田正之
發行者	岡田善次
印刷者	富森茂彰
製本者	中村靜雄
配給元	日本出版配給統制株式會社 東京都神田區淡路町二ノ九

發行所 株式會社 養德社

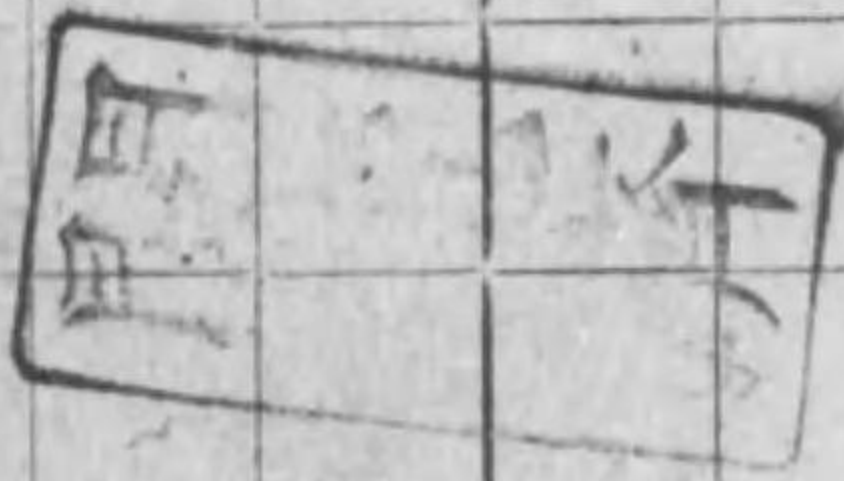
本社 奈良縣丹波市町川原城
京都市中京區蛸薬師通室町西



919.2
0-38

日 月 年 日 月 年

88



終

9492 730.00